



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲルにおけるヘルシルト制（1） 一同書（テキスト）成立史との関連においてー
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 50(6), 27-73
Issue Date	2000-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/14990">https://hdl.handle.net/2115/14990</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(6)_p27-73.pdf



# ザクセンシュピールゲルにおけるヘールシルト制（一）

——同書（テキスト）成立史との関連において——

石川 武

## 目次

主要文献略語表

序章 —— 問題の所在

第一章 「アウクトル・ヴェートウス」におけるヘールシルト制

第二章 「ザクセンシュピールゲル・ラント法」におけるヘールシルト制

（以上本号）

第三章 補論——関連する諸問題

A 「ザクセンシュピitel・レイン法」における一期分

B 「ザクセンシュピitel」における recht len

C 「ザクセンシュピitel・レイン法」における egen

D 「ザクセンシュピitel・レイン法」における gerichte

第四章 「ザクセンシュピitel・レイン法」におけるヘールシルト制

終章——結論

(以下次号)

主要文献略語表

- 「アウクトル・ヴェートウス」または「A V」= Auctor vetus de beneficiis II, Archetypus und Görlitzer Rechtsbuch, in : Bibliotheca rerum historicarum, ed. v. K. A. ECKHARDT, 1966 (1972). (なお“Glossar”は同書 I, Lateinische Texte, 1964 (1972), S. 121ff.)
- 「テキスト I」または「II」あるいは「マント法」・「ローノ法」= Sachsenspiegel Landrecht u. Sachsenspiegel Lehnrecht, MGH, Fontes iuris Germanica antiqui, Nova series, T. I, P. I u. P. II, Editio tertia, hrsg. v. K. A. ECKHARDT, 1972.
- 「Ho. II 2.」= 「C. G. HOMEYER, Des Sachsenspiegels zweiter Theil, nebst den verwandten Rechtsbüchern, zweiter Band, Der Auctor v. de beneficiis, das Görlitzer Rechtsbuch und das System des Lehnrechts, 1844.

- 「Hi.」 = Eike von Repgow, *Sachsenspiegel Lehrecht*, übert. v. H. Chr. Hirsch, 1939.
- 「SCHOTT」 = Eike von Repgow, *Sachsenspiegel*, hrsg. v. Cl. SCHOTT, 1984. (「レーン法」はショット自身の訳)
- 「邦訳」 = 久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』、一九七七年、創文社。
- 「前稿」 = 石川武「ザクセンシュピーゲルにおけるレーン法と国制」(一)～(三)、本誌五〇の三～五、一九九〇年。
- 石川「ゲヴェーレ」、「アイゲン」、「Eigengewere」、「相続法」、「ラント法とレーン法」、「補論」、「平和と法」、「rechtslos」、「裁判(権)」、「中世法」 = 石川武「ザクセンシュピーゲルにおけるゲヴェーレ」、本誌三七の二、一九八六年、「ザクセンシュピーゲルにおけるアイゲン」、「法制史研究」三六、一九八七年、「Eigengewere考」、本誌三七の五、一九八七年、「ザクセンシュピーゲルにおける相続法の位置」、本誌三八の五・六、一九八八年、「ザクセンシュピーゲルにおけるラント法とレーン法」(一)、本誌三九の五・六、一九八九年、「アイゲンとゲヴェーレ・補論」、本誌四〇の三、一九九〇年、「ザクセンシュピーゲルにおける平和と法」(一)、本誌四〇の五・六、一九九〇年、「rechtslosであつて echlosではない者」、本誌四一の五・六、一九九一年、「ザクセンシュピーゲルにおける裁判(権)」、本誌四九の一、一九九八年、「中世法の規範構造——ザクセンシュピーゲルの場合——」、本誌四九の三、一九九八年。

序章——問題の所在

(一) ザクセンシュピーゲルの「レーン法」<sup>(1)</sup>に次の条項がある。

「しかしながら、家臣のヘールシルト (herschilt = Heerschilt) は、彼が故殺によつて (dorch dotslach = durch Totschlag) 彼の同身分者 (genote = (Standes-)Genosse) (レーン法に関しては特に同じ(ヘール)シルトをもつ者)の家臣になり、それどころかその者から所領を受領しても、そのことによつて下げられることがない、その臣従関係が(一代のうちに終り、彼の封相続人に)相続されない限りは」(レーン法五四・二)。

「ヘールシルト」はもともと「(軍隊で) 戦士が用いる楯」を意味する語であるが、サクセンシュピールゲルにおいては(そして、現在の学界でも一般に)、国王のもつ第一のそれから始まり第七のそれで終る(こうした個別のヘールシルトを指す場合に限って単に「シルト」(silt)と略されることがある)レーン法上の地位であり、また、この身分秩序全体(いわゆる「ヘールシルト制」= Heerschidordnung)を指して用いられることもある。「ヘールシルトをもつ者」、あるいは、「ヘールシルト制」の中に位置づけられている者だけが、「レーン(法上の)能力」(Leunstainkeit) (特に授封能力と受封能力)をもち、(俗に言えば)いわゆる「封建身分」の一員たりうるのである。

この条項は、ある家臣が(同じシルトをもつ)「同身分者」の家臣になれば「シルト」が(一つ)下がる、という原則を前提した上で、その例外について述べたものである。「故殺によつて」という表現が何を意味するかは必ずしも定かでないが、おそらく次のようなケースが想定されているのであろう。すなわち、ある家臣が「同身分者」の親族の一人を(あらかじめ殺意をもたずに、過失によつて、あるいは、結果として)殺害してしまい、それを償うために、(おそらく「人命金」を支払うことができずに、という場合が多かつたであろうが)、<sup>(2)</sup>「同身分者」に臣従礼を捧げてその家臣になつてその者に(ええ、時には(自分のアイゲンを譲渡した上で改めてそれをレーンとして受領する、という場合もあったと思われるが)<sup>(3)</sup>その者から所領まで授封される、というケースがそれである。この条項は、こうした場合、この臣従関係が家臣の封相続人(=彼の息)に「相続」されない限り、換言すればその家臣の代に関する限り、右の原則にかかわらず家臣(自身)のヘー

ルシルトが(二つ)下がることはない、と言っているのである。

(二)ところが、こうした事態は、同書「ラント法」に見られる「刑事法」的諸規定に照らすと、およそありそうもないこと、あるいは、あつてはならないはずのことなのである。

「ラント法」の説くところによれば、「故殺」の罪を犯して有罪を立証された者は、斬首刑に処せられる。<sup>(4)</sup>もちろん、(中世の平和運動、特にラント平和令<sup>フレイデ</sup>によって日の目を見たばかりの)身体・生命刑は(当時はまだ)必ず執行されたわけではなく、同書も認めているように、(特に「封建身分」の者については大多数の場合)、被害者(の親族)には人命金を、また、裁判官にも(人命金相当額の)罰金を支払つて、その執行を免れることが可能であつた。<sup>(5)</sup>それに、同書の(ラント法上の)裁判は、まだ「原告なければ裁判(宣)なし」という古い原則に立っており、(被害者が助けを求めて「叫び声」を挙げると、それが「訴訟の開始」<sup>(6)</sup>「告訴」と見なされる)現行犯の場合を例外にして、被害者が訴えを起こさなければ、犯罪が「法」(「具体的には、裁判所」の問題になることはなかつた。<sup>(6)</sup>レーン法五四・二も、おそらく、被害者の親族である「同身分者」が訴えを起こさずに「示談」にしたケースであろう。しかし、同書の「ラント法」には、窃盗や強盗を働いて(「被害者に盗品を返還し贖罪金を支払い」それを示談にした者<sup>(7)</sup>でさえ)も、*rechlos* (「法喪失者」)と宣告されアイゲンとレーンを剥奪される、という条項がある。<sup>(7)</sup>この「法喪失」(*Rechtlosigkeit*)はいわば中世における「公民権」の剥奪とも言うべきものであり、「レーン法」の冒頭でも「法を欠く者(「法喪失者」はレーン法(上の能力)を欠く」とされているから)、<sup>(8)</sup>「法喪失者」がヘルシルトをもたず(中世においては「公民」中の「公民」とも言うべき)「封建身分」に属しえないことは明らかであろう。レーン法五四・二が、「ラント法」の原則に照らせばありえない、あるいは、あつてはならないケースと言つたのは、大要以上のような理由による。

(三) 私は最近、「ザクセンシュペーゲルにおけるレーン法と国制」(の関係)について、私見をまとめる機会があった(以下、「前稿」という)<sup>(10)</sup>。その際に私は、同書の「レーン法」には「皇帝」や「参審自由人」の語が(また「自由人」の語はほとんど)姿を見せないなど、同書の「ラント法」と「レーン法」とでは(国制にかかわる)用語法に相違が認められ、また、(同書の「国制」像の基軸をなす)「裁判権レーン」(≡ラント法上の裁判官に授封される(流血)裁判権)についても、「ラント法」と「レーン法」の記述の間には、幾つかの点で(少なくともあつまり見過してしまうわけにはいかない)齟齬がある、ということを指摘しておいた。<sup>(11)</sup>

前稿において私は、同書の「ラント法」と「レーン法」の間に見られるこうした相違や齟齬を説明するために、さらに次のような私見を提示しておいた。すなわち、同書の「ラント法」で記述されている「平和の法」(≡ラントフリーデによって生み出された身体・生命刑とそれを効果的に適用するための(特に現行犯)手続)を武器にして犯罪(および実力による紛争の解決を禁圧することを重要な任務とするラント法上の裁判権の系列、したがってまた(それを基軸とする)同書の「国制」像には「理想像」的性格が色濃くつきまとっている。これに対して、(家臣権が強く、そのままの形では「国家」形成的に機能しえない)「一般(ないし、通常)のレーン法」に関する記述が、おそらく最も現実に近いものであるが、レーン法が「国制」とかかわり、それが「国制」の積極的構成契機として現れる場合には、ちょうどその(「国制」とかかわる)分だけ現実から離れ「理想像」的性格を帯びることになる。以上が私見の概要であり、レーン法五四・二のケースは、こうした私見を裏づける恰好の事例として、前稿の「結び」に当たる箇所引用しておいたものである。

(四) 前稿において私は、さらに、ザクセンシュペーゲルに見られる「国制」像の現実からの距離を測定するための

(同書のテキストそのものにある)指標として、同書(テキスト)の成立史に関して最近(再び)有力になりつつある見解を紹介しておいた。その要点は以下の通りである。

同書の著者アイケ・フォン・レプゴウ自身、(一般に著者自身の手に成るとされている)「序詩——対韻句形の——」の中で、同書ははじめラテン語で書かれたが、それを(主君ファルケン伯ホイヤーの要望もだしがたく)「いやいやながらドイツ語に移した」旨、証言している<sup>(12)</sup>。そこで早くから、同書の「ラテン語版原本」の問題(=それは事実存在したか、存在したとすれば今日まで残されているか、残されているとすれば何がその原本か、という問題)が論議されてきた。この問題に関しては、今日まで(あるいは、ごく最近まで)、「ラテン語版原本」は確かに書かれたが今日まで残されてはいない、というのが一般の見解である(あるいは、あった)と言えるであろう。

これに対して、(最近再び有力になりつつある)ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する異説は次のように考える。①「レーン法」に関する限り、「ラテン語版原本」(ないし、それにごく近い形のもの)が今日まで残されている。すなわち、(一般には、一四世紀初頭ないし前半に、「ドイツ語版ザクセンシュピーゲル」をラテン語に訳し、戻した、とされ)古くから *Auctor veus de beneficiis* (=「レーンに関する古い著作」=「古・レーン法書」)ほどの意——「アウクトル・ヴェートウス」ないし、「AV」と略す)と呼ばれている(きこえない韻文で書かれた)書物がそれである。したがって、「アウクトル・ヴェートウス」は、「ドイツ語版ザクセンシュピーゲル」を底本にして第三者がラテン語に訳し戻したのではなく、著者(アイケ)自身が「ドイツ語版ザクセンシュピーゲル」を執筆する際に底本として用いたものである。②「アウクトル・ヴェートウス」(=ラテン語版ザクセンシュピーゲル)と「ドイツ語版ザクセンシュピーゲル」の本文はいずれも、一般に(後者の現行刊本の配列順に従って)「ラント法」↓「レーン法」の順に書かれたとされているのは逆に、「レーン法」↓「ラント法」の順に書かれ、最後に「ドイツ語版ザクセンシュピーゲル」の巻頭に「序詩」・「序文」などが付け加えられて、今

日われわれが見るような「ラント法」→「レーン法」という配列に変えられた。③「アウクトル・ヴェートウス」(「ラテン語版原本」)成立の際にも、また、それをドイツ語に移す際にも、「ラント法」を執筆した後、(それより先に書かれていた)「レーン法」に(特に「ドイツ語版ザクセンシュピীগエル」の「レーン法」にはかなりの分量の)「補足」および「改訂」が施された。以上がザクセンシュピীগエル(テキスト)成立史に関する異説の概要である。

(五) 前稿において私は、この異説をとりあえず「仮説」の形で紹介し、それを「レーン法と国制」の問題を論ずるために依拠した「レーン法」の諸条項について検証してみた結果、次のことが明らかになった。すなわち、私が(現実に最も近いと考えた)「一般のレーン法」に関する諸条項は、大部分、「アウクトル・ヴェートウス」に対応条項がある古い層に属しており、逆に、「ラント法」における「国制」像を承けて、「理想像」的性格を帯びていると考えた)「レーン法の国制化」にかかわる諸条項は、大部分、「アウクトル・ヴェートウス」に対応条項がない(つまり、右の異説を前提にすれば、「ラント法」執筆後「レーン法」に補足された新しい層に属している)、ということがそれである。言うまでもなくこの結果は、(三)で述べた私見にとって、一つの(有力な)「状況証拠」としての意味をもちうるものである。

しかし、それによって、冒頭に引用したレーン法五四・二に關しては、新たに一つの(必ずしも容易には解きえない)問題が生まれることになる。すなわち、なぜアイケは(ドイツ語版)「レーン法」の執筆に当たり、一方で「ラント法」の建前を盛りこんだ条項を(かなりの分量)「補足」しながら、他方で同時にこのような「ラント法」の建前に反する例外を「補足」したのか(あるいは、「補足」する必要があったのか)、という問題がそれである。

この問題について私は、前稿においてはとりあえずは註の中で、「ヘールシルト制」は同時に「裁判権レーン」(IIラント法上の裁判権)が国王からラント法上の裁判官に順次下りていく階梯にもなっている、という事実注目し、次のよ

うに考えることも可能なのではないか、ということを描して<sup>(13)</sup>おいた。すなわち、アイケは「ラント法」を執筆したのち、「ある家臣が同身分者の家臣になるとその(ヘール)シルトが(一つ)下がる」という原則に(「ラント法」(の一条項)ラント法三・六五・二)で、その場合でも「彼の(ラント法上の)出生(身分)および(各人生得の)法を損なうことはない」という歯止めをかけたが、それだけでは足りず、さらに「レーン法」でも「レーン法五四・二」のような例外を認めないと、ラント法上の裁判権の系列の機能を(実質的に)維持することは難しい、ということに気がついたのではないか、という推定がそれである。本稿は、直接には、こうした推定の是非を、(ここでもザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する異説を「(作業)仮説」として前提した上で)「アウクトル・ヴェートウス」および「ザクセンシュピーゲル」のヘールシルト(制)に關係する諸条項について検証しようとするものであるが、私自身としてはひそかに、それによって同時に、ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関しては(右に紹介した)異説の方が正しいということが(もちろん、当面はヘールシルト制の問題に限ってではあるが)ほぼ完全な形で論証できるのではないかと期待している。

## 第一章 「アウクトル・ヴェートウス」におけるヘールシルト制

(一) 本章においては、まず、「序章」で述べたようなザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する「(作業)仮説」に従えば——以下同様——「最も古い」「アウクトル・ヴェートウス」におけるヘールシルト制に関する史料の所見を検討する。ただし、あらかじめお断りしておかなければならないことがある。

(1) 本章における作業は、ほんらい、「アウクトル・ヴェートウス」全巻から *clypeus* (= *Schild*) の語(および、関係

キー・ワード)をカードにとり、それについて完全な「索引」を作成した上で、その用語法を検討すべきものである。しかし、現在の私にはそのための用意も時間的な余裕もないので、従来の経験から必ずしも完全を期し難いことは承知の上で、次のような方法を用いることにした。すなわち、まず、「テキストⅡ」に付された *Glossar der Wortformen* によって *herschil* および *scil* の語(および関係キー・ワード)の所出箇所を当たり、次に、エックハルトの(Ⅱ「テキストⅡ」および「アウクトル・ヴェートゥス」における)考証に拠りながら、「アウクトル・ヴェートゥス」における対応条項・対応箇所の有無と(それがある場合には)その表現を調べ、最後に、念のため(エックハルト編)「アウクトル・ヴェートゥス」の *Glossar* に見られる *clypeus* の語(および、関係キー・ワード)の所出箇所によつて補足する。(本稿執筆のための作業の過程でそれ以外に目についたものがあれば、もちろんそれも補足する)。

(2) 以上の作業によつてまず次のことが判る。「アウクトル・ヴェートゥス」で *clypeus* の語が用いられているのは一〇条項(一二箇所)であるが、これらの条項にはすべて「レーン法」に対応条項がある。<sup>(14)</sup>ただし、このうちの一条項では *clypeus* が文字通り「楯」を意味しており、本稿の主題である「ヘールシルト(制)」とは関係がないので、本稿での考察からは除外する。<sup>(15)</sup>そのほか、「アウクトル・ヴェートゥス」には *clypeus* の語が姿を見せないが、「レーン法」の対応条項では *herschil* の語が用いられている、というものが四条項(六箇所)ある。<sup>(16)</sup>本章では、「アウクトル・ヴェートゥス」そのもの、あるいは、「レーン法」の対応条項のいずれか一方に、*clypeus* あるいは *herschil* の語が現れる条項を(直接の)考察対象とすることにし、これをも加えると、ここでの考察対象は(差し引き)一二条項ということになる。

(二) そこで、これら「レーン法」に対応条項のある「アウクトル・ヴェートゥス」の一三条項に、さらにその理解に資するため、(両者のいずれにも *clypeus* ないし *herschil* の語は用いられていないが、内容的にこれらの条項と密接に関連し、

いずれも「レーン法」に対応条項のある)前後の五条項を加えて、都合一八条項の邦訳をテキストにおける配列順に掲げると、以下の通りである。

① AV一・二 || *beneficialis clypeus* ( ||レーンの、ないし、レーンに関する楯)は国王に始まり、第七のそれで終る「(レーン法)。(ひきつづき) ② AV一・三 || 「世俗の諸侯は、司教たちの家臣になって以来、第三の *clypeus* ( ||楯)へと下がり、第六の *clypeus* を第七のそれへと引き下げた」(同上)。

③ AV一・四 || 「聖職者と女性、農民と商人、また *ius* ( ||ラント法上の「各人生得の法」)を欠く者および放蕩によって( ||合法婚姻外に)生まれた者、またその父および祖父(の代)から *homo militans* ( ||騎士)の出自をもたぬ者すべて、(これらの者は) *ius beneficialis* ( ||レーン法(上の能力)を欠く」(レーン法一・一)。

④ AV一・五 || 「それにもかかわらず誰か( ||ある主君)が彼等の一人にレーンを受けらるるならば、(その家臣は)それ( ||そのレーン)についてだけ *beneficium ius* ( ||レーンに関する権利)を取得することになる。(しかし)彼等はその息に彼等のレーンを相続させることはなく、また(主君に異動があった際)(その)レーンの授封更新を別の( ||新しい)主君に求めることもない」(レーン法二・二)。

⑤ AV一・六 || 「*clypeus regalis* (国王の、ないし、国王から下りてきた楯)を欠くいずれの者( ||家臣)たちをも、(その家臣仲間は)、*ius beneficialis* ( ||レーン法廷)において証言および判決の発見から却けることができるが、彼等に授封した彼等の主君は彼等の証言に異議を唱えることをえない(同)。(21)しかし、二人の者( ||家臣、すなわち *ius* (この場合、*ius beneficialis* ||レーン能力の意)について完全な者と上述の(*ius beneficialis* を欠く)者たちのうちの誰かが、いずれかの所領について同一の権利(があること)を主張するならば、*ius* について完全な者の証言が優先し、*regalis clypeus* を欠く者のそれは却けられる」(レーン法二・四)。(22)。

⑥ AV一・七「Beneficial ius (レーン能力) について完全な家臣が聖職者または女性から、あるいはまた、そうした類の(レーン能力を欠く)いずれかの者から授封されるならば、(その家臣は)こうしたレーンの授封更新を別な(新しい)主君に求めることをえない<sup>(23)</sup>。ただし、男性または女性が選挙によって受領した imperatitia (beneficia) (皇帝ないし帝国の所領からのレーン) および ecclesiastica (beneficia) (教会の所領からのレーン) は別であり、これら(の所領)について(その)家臣は *beneficiale ius* (レーン法上の権利、この場合、文脈上、授封更新請求権を指す) を取得することになる」(レーン法二・六八)<sup>(24)</sup>。

⑦ AV一・五〇「(それまでレーンの「相続」について論じていた文脈からは、(主に)封相続人について、主君は、*regalis clypeus* (國王の、あるいは、國王から下りてきた楯) を欠く者のそれを除き、いかなる者の(捧げる)臣従礼の受領をも拒むことをえない」(レーン法三三・一)<sup>(25)</sup>。

⑧ AV一・五七「上述したように、家臣は、彼の主君が死亡する場合、または彼の所領を放棄(ないし、上級主君に返還)した場合、または彼(主君)から(その所領が)判決をもって剥奪された場合には、上述の期限(一年と六週間以内)に、上級主君に彼の所領の授封更新を求め、しかし彼(上級主君)に、(次のこと、すなわち)、法に従い、(上級主君が)彼(の手)へ移されたレーンを彼(自分)に授けるか、さもなければ、(自分を)別の(新しい)主君(の許)へ送って、(自分が)その者からそれ(レーン)を前の主君から受領していたのと同じ名誉 (*honor* = *Ehre*) (具体的には、ヘールシルト制上の地位)をもつて受領しうるようにするか、を乞うべきである」(レーン法二五・一)。(ひきつづき) ⑨ AV一・五八「けだし、上級主君が家臣を彼のレーンによつて(以前)より劣つた *clypeus* へ移らせることは許されないからである」(同上)<sup>(26)</sup>。

⑩ AV一・六〇「しかし、主君が死亡し、さらにその嫡出の息が生きている場合、彼の家臣は息の(息が上級主

君に臣従礼を捧げ改めて父のレーンを受領すべき)期限内には上級主君からレーン(の授封更新)を乞うべきでない。主君の息が彼の期限を懈怠しても、家臣は(上級主君に授封更新を請求すべき)次の期限を欠くことにはならない(「改めてもう一つの期限をもつ」からである)。(レーン法二五・三三)。(ひきつづき)⑩ AV一・六一「すなわち、(家臣には)(所領<sup>レ</sup>が最上級の主君から順次下りてきた) clypeus の数と同じだけ多くの個別の期限があり、その期限はそれぞれ一年と六週ということになる」(同上)。<sup>(27)</sup>

⑫ AV一・一一一「家臣が、彼の主君の息ではなく、他の(「上級」)主君に彼のレーンの授封更新を求める場合、主君がそれ(「そのレーン」)が彼にレーンとして授封されたことを承認しないならば、(家臣は)彼の前の主君の家臣たちとともにそれ(が彼のレーンであること)を証明しなければならず、主君は彼等(「前の主君の家臣たち」)にいかなる(新たな、特に宣誓の)負担をも負わせることなく、(彼等に)前の主君に対する(忠誠の)宣誓にかけて質問することになる。(上級)主君は(この)証人を、(その者が)(同時に)彼(「上級主君」)からの受封者(「彼の家臣」)でもある場合を除き、義務として(法廷に)連れ出すには及ばない」(レーン法四七・二)。<sup>(28)</sup>⑬ (ひきつづき) AV一・一一二「いづれかの者(「家臣」)の(前の)主君が(こうした)家臣たちを(必要なだけ十分に)もたない場合、上級主君の家臣たちが彼(「前の主君」)の家臣たちの代わりに(家臣のための)証人になる」(レーン法四七・二)。

⑭ AV一・一二四「主君が(同格(以下)の者に対する)臣従礼によって彼の clypeus (シルト)を引き下げる(あるいは、引き下げた)場合、彼から授封されていた者(「彼の家臣たち」)はすべて彼等のレーンを(改めて)上級主君から受領すべきであり、あるいは、彼(「上級主君」)の許)から、彼等がその者(「新しい主君」)からそれ(「彼等のレーン」)を、前の主君から受領していたのと同じ名誉(honor)をもつて、受領しうよう、別の(「新しい」)主君(の許)へ送られるべきである」(レーン法五四・一)。(一つ条項を置いて)⑮ AV一・一二六「主君が臣従礼により彼の clypeus (シルト)を引き下げる

(あるいは、引き下げた)場合、(主君は)彼の全家長臣の(≡全家長臣に授封していた)レーンを欠くことになる、彼等(≡家臣たち)がレーン(の授封更新)を乞うべく上級主君の許へ赴くことになれば」(同上)<sup>(29)</sup>。

⑬ AV二・五七 Ⅱ「(ある)主君の *regalis clypeus* (国王のあるいは、国王から下りてきた楯)に欠けるところのないずれの家長も、他の者(≡家臣)の(発見した)判決を非難することができない」(レーン法六九・一)<sup>(30)</sup>。

⑭ AV三・三 Ⅱ「城塞法廷 (*urbanum placitum*) を主君(≡城主)は彼の城塞においてでなければ開くことをえず、そこ(≡城塞法廷)においては、主君(≡城主)から城塞レーン (*urbanum beneficium*) を受領している者(≡家臣)でなければ、なんびとも判決を発見することをえない。また、城塞レーンに関しては、城臣でなければ証言をなすことをえない」(レーン法七一・一九)。(ひきつづき) ⑮ AV三・四 Ⅱ「反対に、なんびとも城塞レーンをもとに普通のレーン (*vulgaris beneficium*) をもつ者に関して判決を発見することをえず、また証言することをえない。<sup>(31)</sup> 城塞レーンを除き、家臣が臣従礼によって受領した占有 (*warandia*) の中にもっている(≡占有・支配している)いずれのレーンにもとづいてであれ、他の(≡城臣以外の)家臣に関して(そうする)資格のある者(≡家臣)は誰じも、判決を発見しまた証言を行うことができる(同上、および、レーン法七一・二〇)<sup>(32)</sup>。

(三) 以上の史料の所見にもとづいて「アウクトル・ヴェートウス」に見られる「ヘールシルト(制)」像の主要な特徴、あるいは、それについて特に留意すべき点を摘記すれば、以下の通りである。

(一) 第一シルトをもつ国王に始まり第七シルトで終る「ヘールシルト制」の観念はすでに存在しており、*regalis clypeus* (国王の、あるいは、国王から下りてきた楯) という表現が示すように、それが国王を頂点とする身分序列であることも明確に意識されていた、と思われる。

(2) 教会諸侯が第二シルト、世俗諸侯が第三シルトをもつことは明記されているか、あるいは、きわめて容易に推定できる形になっているが、教会諸侯は「司教たち」によって代表され、「修道院長、修道尼院長」がその中に含まれることは明示的には述べられていない<sup>(33)</sup>。

(3) 第四シルト以下の者の「(出生)身分」は特定されておらず、「ヘールシルト制」の中に「フライエ・ヘレン」や「参審自由人」などのラント法上の身分が登場してこない<sup>(34)</sup>。

(4) ヘールシルトをもつ者については、「(ラント法上の)各人生得の」法を欠く者は「当然」ラント法(上の能力)をもつ「(ラント法上の)能力を欠く者」が数え上げられるという形で「ネガティヴに規定されている。そこでは、「(ラント法上の)各人生得の」法を欠く者」は当然「ラント法(上の能力)を(も)欠く」ものとされているが、「祖父の代から三代にわたり騎士の出自をもつ」ことがラント法(上の能力)をもつための要件とされ(全体としてはむしろ)いわゆる「職業身分」観が前面に出ている。自由人であることは少なくとも明示的には要件とされていない<sup>(35)</sup>。

(5) 「*Ius beneficiale* を欠く者」と「*regalis clypeus* を欠く者」が(少なくとも、ほぼ)同義に用いられていることから、ヘールシルトをもつことが「ラント法(上の)能力」の前提とされていることは明らかである。主君が(特にラント法の「相続」の場合、そして、おそらく「授封更新請求」の場合にも)原則として家臣の捧げる臣従礼を拒みえないのに、家臣がヘールシルトを欠く場合は例外とされるのも、そのためであると考えられる。

(6) しかし、ある主君が「ヘールシルトを欠く者」に授封することは(例外的に)認められており、この場合、家臣はこのラント法については *beneficium ius*(それをラント法として占有・支配する権利)を取得するが、この権利には、それと息に相続させることができず、また、(主君に異動があった際に)新しい主君に授封更新を求めることができない、という制約がある。また、ヘールシルトを欠くにもかかわらず授封された家臣は、主君のラント法廷における活動(ないし、

「権利」についても、他の家臣によって判決の発見や証言から却けられることがあり、また、他の（ヘールシルトにおいて完全な）家臣の発見した判決を非難することができない、などの制約を受ける。

(7) ヘールシルトを欠くにもかかわらず授封された者が「*ius beneficiale*（＝レーン能力、この場合、「ヘールシルト」と同義）について完全な家臣」に（又）授封することを（当然のこととして）想定ないし前提している条項がある（⑥AV・七）<sup>(36)</sup>。これに関連して、さらに次の四つの点について注意する必要がある。

(a) これによると、ヘールシルトを欠くにもかかわらず所領レリヒンを授封された家臣は、そのレーンを（自分の家臣に）（又）授封する「権利」を（も）もっていた、と推定されるが、彼等から（又）授封を受けた（又）家臣の「権利」については、同じ条項に新しい主君に対し授封更新を求めえないことが明記されているほかは記述がない。

(b) 特に、この「ヘールシルトを欠く者」から（又）授封を受けた家臣のヘールシルトがどうなるかについては、（たとえば、それが一つ下がるとか、あるいは、ヘールシルトそのものを失うといった）記述がない。

(c) この場合、ヘールシルトを欠くにもかかわらず（授封され、さらに）（又）授封している者のいわば「代表者」として挙げられているのは、「聖職者または女性」である。

(d) また、(a) に関する例外として、「男性または女性が選挙ベリヒンによって受領した *imperialia* (*beneficia*) および *ecclesiastica* (*beneficia*)」が挙げられており、この「男性または女性」が（カノン法上の）選挙により司教・修道院長・修道尼院長に選ばれた者であることは容易に推定することができるが、なぜ彼等から（又）授封された（*ius beneficiale* ないしヘールシルトについて完全な）家臣が彼の所領レリヒンについて（例外的に）授封更新請求権をもつのかは（少なくとも当該条項を一読しただけでは）判断(37)としない。

(8) これ（特に(7)の(a)・(b)で述べたこと）に対して、世俗諸侯が第三シルトに下がった理由として、「（教会諸侯

であり当然第二シルトをもつ司教たちの家臣になった」ことが挙げられていることですので明らかに、(同じシルトをもつ)同身分者の家臣になるとシルトが(一つ)下がる」という原則はすでに厳存している。このことに関連して注意しておきたいことが二つある。

(a) 同身分者に臣従礼を捧げてその家臣になった者は、自分の家臣に(又)授封していたレーンをすべて失ったことになり、(この場合にも)、そのレーンは上級主君の手許に戻る(38)ので、家臣たちは上級主君にその授封更新を求めらる。したがって家臣が上級主君に授封更新を求めるケースの中には、たとえある条項で明示的に述べられていなくても、主君が右の原則によってそのシルトを下げた場合も含まれ(うる)、ということを念頭に置く必要がある。

(b) この場合、授封更新を求められた上級主君は、家臣に自らその所領を授封するか、あるいは、家臣に新しい主君を指定し(その許へ赴くように指示し)なくしてはならないが、その際「家臣がそのレーンを前の主君から受領していたのと同じ名譽をもつて、新しい主君から受領できるように」すべきことが繰り返し要請されているのも、もちろん右の原則の存在が前提された上でのことである。

(9) しかし、ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史との関連で最も重要なのは、むしろ「アウクトル・ヴェートウス」における *dypus* の用語法そのものである。われわれは、前節(二)において同書における「ヘルシルト(制)」像を探る際に、それと並行して、(*herschil* または *schil* の語が現れる)「レーン法」の対応条項もすべて註の中で検討しておいた。(39)そこで、それらの「レーン法」の対応条項における *herschil* または *schil* の用語法とも比較しながら、「アウクトル・ヴェートウス」における *dypus* の用語法の主要な特徴を摘記すると以下の通りである。

(a) 「アウクトル・ヴェートウス」で (*beneficialis* なし) *regalis* という形容詞抜きで(単に *dypus* と言われている六箇所(40)のうち、「レーン法」の対応条項で(そのまま) *schil* の語が用いられているのは半数の三箇所(41)だけで、他の三箇所につい

ては「レーン法」の対応条項では *scilicet* の語が姿を見せない<sup>(42)</sup>。しかし、これらのうち二箇所は、*scilicet* の語がなくても実質的に *scilicet* にかかわることを容易に理解することができ、さらに残りの一箇所は、「アウクトル・ヴェートゥス」では必ずしも一貫していなかった(論旨を整理して二つの条項を一つの条項に統合した結果、*scilicet* の語が一つ不要になったものである<sup>(44)</sup>)。

(b) これに対して、「アウクトル・ヴェートゥス」において *beneficialis clypeus* の語が用いられているのは一箇所<sup>(45)</sup>、*regalis clypeus* の語が用いられているのは四箇所と、いずれもその用例はきわめて少ないが、「レーン法」の対応条項ではこれらの箇所は(実質的には)すべて *herschilicet* の語に統一<sup>(47)</sup>され、さらに同じことが「裏から」(＝否定態で)言われた結果、*herschilicet* の語が一箇所増えている<sup>(48)</sup>。それだけではなく、「アウクトル・ヴェートゥス」では(実質的に)「レーン法(上)の能力」を意味する *beneficialis ius* の語が用いられている四箇所が、それに対応する「レーン法」の条項では *herschilicet* の語に改められており、*herschilicet* の語は、さらに、「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のある「レーン法」の条項中の(「レーン法」で新たに)「改訂」・「補足」された二箇所にも登場してくる。この結果、「アウクトル・ヴェートゥス」では、*beneficialis clypeus* または *regalis clypeus* の語が両者を合わせても五箇所にしかな姿を見せないのに対し、「レーン法」では「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のある条項に限っても、*herschilicet* の語は(八条項中の)一二箇所で用いられ<sup>(49)</sup>るに、後述するように、「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のない(＝「レーン法」で新たに「補足」された)一二条項中の一八箇所がこれに加わり、*herschilicet* の語は「レーン法」全体では二〇条項中の三〇箇所<sup>(50)</sup>で用いられるにいたっている。

(c) 右に検討した(＝「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のある)「レーン法」の諸条項のうち(単なる語の置き換えや文章の書き換えにはとどまらず内容にかかわる)実質的な「改訂」を伴う条項の中に、(たとえば⑥の AV 一・七→レーン法 一・六や⑭の AV 一・二二四・⑮の AV 一・二二六→レーン法 五四・一のように)、一見して明らかに論旨が整理ない

し精密化され、「アウクルト・ヴェートゥス」のテキストとくらべて「改善」されたものがある。<sup>(53)</sup>（これに対して「改悪」されたと覚しきものはまず見当たらない。<sup>(54)</sup>）

以上の史料の所見は、改めて指摘するまでもなく、「アウクルト・ヴェートゥス」においては（実質的にその観念はすでに存在していたもの）まだ用語さえ統一されていなかった「ヘールシルト（制）」が、「レーン法」においてはじめて用語も統一され、概念としても（いちだんと精密化され）確立されて、いわば一つの「法制」（Rechtssystem）になったことを示している。

しかし、右の史料の所見のうち特に（b）と（c）は、ザクセンシュピーゲル（テキスト）成立史の問題についても、（少なくとも）かなり決定的な意味をもちうるであろう。つまり、「レーン法」ではかなりの頻度で現れ主要概念の一つに数えられる *hercilt* の語を、（第三者が）ラテン語に「訳し戻す」に当たって、そのうちのほんの数箇所だけで、それも *beneficialis clypens* と *regalis clypens* という二つの語に訳し、それ以外の箇所（ヘールシルト（制）との関係が必ずしも）明確でない訳語を用いたり、あるいは、特に「レーン法」では論理的に一貫した説明が与えられていた条項をわざわざ二つに分けて十分に整理されているとは言えない説明に変えた、などということがそもそも考えられるであろうか。

しかし、われわれは、結論を急ぐ前に、「レーン法」における「改訂」・「増補」の意味をより明確に把握するためにも、次に「ラント法」におけるヘールシルト（制）像を検討しなくてはならない。

## 第二章 「ザクセンシュピーゲル・ラント法」におけるヘールシルト制

(一) 本章では、「ザクセンシュピーゲル・レーン法」に先立って、まず「ザクセンシュピーゲル・ラント法」におけるヘールシルト制を検討する。「序章」で述べたザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する「作業仮説」を前提にすれば、「レーン法」におけるヘールシルト制は「ラント法」からの影響を受けて「改訂」・「増補」されているはずであり、それに影響を与えた「ラント法」におけるヘールシルト(制)像をあらかじめ確かめておかなければならないからである。

(二) 「ラント法」で *hercill* の語が用いられているのは七条項中の九箇所において、また、*scill* の語が(ヘールシルトの意味で)用いられているのは(それに含まれる)一条項中の二箇所においてである。<sup>(56)</sup> 以下、順次その内容を見ていく。

① まずラント法一・三・二は、直前の一・三・一において、第一から第六にいたる「世(界)」(*werlt* = *Welt*)の変遷を辿り、われわれは今第七の世に、それがいつまで存続するか知ることなく在る、としたのを承けて、「これと同じようにヘールシルトが定められている」として、次のように述べている。「国王はそのうち第一の(それ)をもつ。司教と修道院長と修道尼院長は第二の(それ)を(もち)、世俗の諸侯は司教たちの家臣になって以来、第三の(それ)を(もち)。フライ、エ・ヘレンは第四の(それ)を(もち)。参、番、員になりうる人々(*scenbare lude*) (≠参、番、自由人)、および、フライ、エ・ヘレンの家臣は第五の(それ)を(もち)。彼等(≠参、番、自由人、および、フライ、エ・ヘレンの家臣)はさらに第六の(それ)をもつ。キリスト教世界が第七の世にあって、それがどれだけ長く続くか、その存続を知らないように、人はまた第七のシルトに関して、それがレーン法(上の能力)ないしヘールシルトをもちうるか、知らないのである」。そして、「ヘールシルトが第七のそれで終るように、親族(ないし親等)(*sippe*=*Sippe*)も第七(のそれ)で終る」として、「親族」(ないし、親等)、および、(特に)「相続」に関する叙述へと移っていく。<sup>(57)</sup>

② 次に、ラント法一・二五・三、一・二五・四、一一・二七・二は、いずれも「修道士」(になった者の「ラント法」なし「レーン法」、つまり世俗の法的地位、特に相続権)にかかわり、ラント法一・二七・二は、間接的には、(修道士以外のそれをも含めた、一般の)「聖職者」の相続権にかかわる条項である。ここでは、これらの条項の論旨を理解するために、まず「ラント法」に見られる(一般の)「聖職者」の相続権に関する記述をまとめた上で、それとの比較において「修道士」に関する記述を検討することにした。

(a) ラント法一・五・三Ⅱ(一般の)聖職者は、母のゲラーデについては姉妹と均等の分を、また(多くの場合、父の)アイゲンおよび(その他の)遺産については兄弟と均等の分を取得する<sup>(58)</sup>。つまり、聖職者は(母のゲラーデだけでなく(特に父の)「アイゲン、および(その他の)遺産」を相続することができ、その意味では(Ⅱ少なくとも相続権に限っては)「ラント法(上の能力)」をもっているのである。ただし、「騎士の出自(III)をもたないいずれの者も、その者のところでヘールシルトが終っているのだから、彼が死亡するとき、彼は彼の(死)後に取得されるべき(普通の)遺産は遺すけれども、ヘールゲヴェエーテは遺さない」(ラント法一・二七・二)。明示的に述べられてはいないが、同書における(「遺産」の中からはまず「ヘールゲヴェエーテ」が取り分けられ、しかる後に(アイゲンを含めた)「普通の」遺産<sup>(59)</sup>が配分される、という)遺産相続の具体的プロセス<sup>(59)</sup>から言っても、彼らは「ヘールゲヴェエーテ」の相続には与らなかつたと見られる。

(b) これに対して、「修道士」は「遺産を」兄弟と(また、ゲラーデを姉妹と)分け(ることはない)(ラント法一・二五・一)。それは、「成熟(Ⅱ満二歳)に達した者が修道院に入るならば、彼はラント法およびレーン法(上の能力)を放棄したことになる」(ラント法一・二五・三)からである。この場合、「彼はヘールシルトを(自ら)放棄したのだから」という理由を挙げた上で、「彼の(Ⅱ主君から受領していた)レーン」は彼から自由になる(Ⅱ主君の手許に戻る)(同上)として、レーンおよびヘールシルト(Ⅱレーン法上の能力)との断絶が強調されていることが注目される<sup>(61)</sup>。因みに、(二年の)試修期間内

に修道院を出て、世俗の生活に戻つた者の「ラント法」(上の能力)については、こうしたきびしい規定は見当たらず、また、(修道士以外の、一般の)「聖職者」に關しても、レーン法)・ヘールシルトとの断絶がこのように明示的に(あるいは、きびしく)言及されることはない。<sup>(63)</sup>

(c) しかし、(既婚者が)修道院に入るには妻の同意が必要であつた。ラント法一・二五・四は、そのことを前提して次のように言う。「彼がしかし、彼の真正な(合法婚姻上の)妻の同意なしに修道院に入った場合、彼女(妻)が教会裁判所において (to sennrecht)<sup>(64)</sup> 彼を修道生活から引き戻すならば、彼はラント法(上の能力)を保持したことになる」と。同条項はその上で次のように続ける。「しかし、彼が放棄した彼のレーン、をそうした(保持したことにはならない。けだしある者(ないし、ある家臣)は彼のヘールシルト、を彼の妻の承諾なしに放棄することができるからである」と。ここでもまた、修道生活とレーン・ヘールシルトとの断絶が指摘されているが、このたびはそれが、「女性」のもつラント法上の地位・能力とレーン法上のそれとの差(女性性は、ほんらい「レーン法」をもたないが、(完全ではないにせよ)「ラント法」(上の能力)はもっていること)をも示唆する形で説かれていることが注目される。

③ ラント法三・五九・一「人が(カノン法に従い)司教または修道院長、または修道尼院長を選挙し、それらの者がヘールシルトを取得する場合、<sup>(65)</sup> 彼等はまず(皇帝||国王から)<sup>(66)</sup>レーンを受領し、その後で聖職(Disorge || Seilsorge)を受領しなければならぬ)。彼等がレーンを受領したときに(はじめて)、彼等はレーン法を行う(レーン(世俗の支配権)を自分の家臣に(又)検討する)ことができるのであつて、それ以前にはない」。因みに、これは(基本的には)「ヴォルムス協約」の線に沿つた規定である。<sup>(67)</sup>

④ (すでに「序章」でも触れた)ラント法三・六五・二「ある者(あるいは、家臣)が彼の同身分者(彼と同じシルトをもつ者)の家臣になるならば、彼は(それによつて)彼の出生(身分)をもまた彼のラント法(上の能力)をも損なつたことに

ならない、彼はしかし彼のヘールシルトを引き下げたことになる」。これは、改めて指摘するまでもなく、(ヘールシルト制の原則に反する)主従関係によって、ラント法上の身分や「法」(≡能力)が損なわれることがない、ということを確認にしたものである。

(三) 以上、「ラント法」で直接「ヘールシルト(制)」について記述されている諸条項から得られる知見は、必ずしも多いとは言えないが、「アウクトル・ヴェートゥス」に見られたヘールシルト(制)像とくらべると、簡単に見過ごすことのできない新しい要素が幾つか認められる。

(一) まず各家臣のもつシルトの(ラント法上の)出生身分への固定化の傾向。具体的には、ヘールシルト制の上で第四シルトをもつ者がフ、ライエ・ヘレン、第五シルトをもつ者が参、審、自由人と、いずれもラント法上の(出生)身分に対応する形になり、あるいは、それに固定化されている。さらに、(同じシルトをもつ)同身分者の家臣になればシルトが(一つ)下がる、という原則はそのまま維持されているが、それによってラント法上の「出生」(身分)や「法」(≡能力)を損なわないことが明記され、ラント法上の身分のレーン法上の身分に対する優越的地位(あるいは、基本的には前者が後者の規定要因であつてその逆ではないこと)が強調されている。

しかしながら、右の原則が維持されている限り、(レーン法とは別な原則によって選ばれ、あるいは、任命される「国王」と「教会諸侯」は当然除外して、具体的には第三シルトをもつ「世俗諸侯」以下の者について)ヘールシルト制上の地位を完全にラント法上の(出生)身分に対応させる(あるいは、固定化すること)はもともと不可能であり、第五シルトをもつ者の中に「参、審、自由人」と並んで「フ、ライエ・ヘレンの家臣」が加えられ、第六シルトをもつ者が「彼等」(≡第五シルトをもつこの両者)の家臣」とされていることでもそのことが示唆されている、という点を見落とすわけにはいかない。<sup>68)</sup>

(2) 「アウクトル・ヴェートゥス」では(また、第四章で後述する「補足」された条項をも含めた「レーン法」全巻を通じても)第七シルトをもつ者をも含めてヘールシルト制上に位置づけられている者は全員、当然ヘールシルトおよび「レーン法」(上の能力、少なくとも受動的レーン能力 $\parallel$ 受封能力)をもつ、とされているの<sup>(69)</sup>に對して、第七シルトをもつ者が「レーン法」(上の能力)やヘールシルトをもつことを疑問視する見解が新たに登場してくる。

これは、一つには、直前の条項の第七の「世」に平仄を会わせたことによるものと考えられるが、もう一つ、(レーン能力という意味での) *leuecht* および *herreit* の語(ないし、概念)を能動的レーン能力( $\parallel$ 授封能力)に限定しようとする志向<sup>(70)</sup>とも関連する可能性があり、後にさらに検討する必要がある。

(3) 第二シルトをもつ「教会諸侯」として、「アウクトル・ヴェートゥス」(や「レーン法」)のように「司教」だけを挙げるのではなく、「修道院長」および「修道尼院長」も明示的に挙示<sup>(71)</sup>されている。さらに、彼等は(カノン法に従って)選挙され(て「教会諸侯」になると(当然)ヘールシルト(具体的には、第二シルト)を取得することになるが、その場合、彼等はまず(皇帝 $\parallel$ 国王から)レ、レ、(つまり、教会諸侯のもつ *Temporalia*  $\parallel$  俗的支配権)を授封された上でなければ、それ(したがって、ほんらい教会・修道院に属する所領をも)(又)授封することができない旨、「ヴォルムス協約」の線に沿って明記<sup>(72)</sup>されている。

(4) 修道院に入り修道士になった者は、「ラント法」(上の能力、特に相続権)、および、「レーン法」(上の能力)を失うことになるが、それによってレーンは彼の手を離れ(つまり、彼は受動的レーン能力 $\parallel$ 受封能力さえ失うことになり)、おそらく、(一年の)試修期間内に修道院を出て世俗の生活に戻った者でも「レーン法」(上の能力)を保持(ないし、恢復)しないなど<sup>(73)</sup>、特にレーンおよびヘールシルト( $\parallel$ レーン法上の能力)との断絶<sup>(73)</sup>がきびしく強調されている。(修道院における修道生活の実態から言ってもむしろ当然のことではあるが)、こうした点から考えても、「アウクトル・ヴェートゥス」や

「レーン法」において、ヘールシルトを欠く者がそれにもかかわらず授封される場合、その代表的ケースとして「女性」と並んで言及される「聖職者」の中に(修道院・修道尼院を代表してレーン制的関係の主体となりうる修道院長・修道尼院長を除く、一般の)「修道士」は含まれ(え)ない、と解すべきであろう。

以上の点に関連して、さらに二つのことを指摘しておきたい。

(a) これとは対照的に、(修道士以外の、一般の)「聖職者」はヘールシルトを欠くものの、彼等については(修道士の場合のような)レーンないしレーン法(上の能力)とのきびしい断絶が説かれることはなく、彼等はヘールシルトを欠くにもかかわらず授封を受けることがあ(り)うること、言わば伏線が敷かれた形になっている。さらに彼等は、「ラント法」(上の能力)を(少なくとも完全に)失うことはなく、(ラント法上の)相続権をもち、(母の)ゲラーデを姉妹とともに取得するだけでなく、(特に父の)「アイゲン、および(その他の)遺産」を兄弟とともに取得することが注目される。

(b) ある者(夫)が修道院に入ろうとする場合、「レーン法」(上の能力)ないしヘールシルトは妻の承諾なしにも放棄することができるが、「ラント法」(上の能力)を放棄するには妻の承諾が必要であり、したがって、夫が妻の承諾なしに修道院に入った場合には、妻は教会裁判所に訴えて夫を修道生活から引き戻すことができ、さらにこの場合、夫はその(「レーン法」(ヘールシルトは失うが)「ラント法」(上の能力(だけ)は保持したこと)になる、とされている。

(四) 「女性」は、前述したように、「レーン法」(上の能力)ないしヘールシルトを欠くにもかかわらず授封される代表的ケースの中に、(一般の)「聖職者」とともに姿を見せるだけでなく、第四章で後述する「レーン法」で(新たに)「補足」された諸条項においても、「女性」に対する授封は(少なくとも複数のそうした条項で扱われているという意味で)重要な主題の一つになっている。そこで、第四章における考察への準備をも兼ねて、ここで節を改め、「女性」のもつ「ラント法」

(上の能力・地位)についてその要点をまとめ、併せて(一般の)「聖職者」との共通点についても検討しておきたい。

(1) 「女性」はそれぞれの生まれに従って「出生身分」および(それに応じた)「法」(「ラント法」)をもつが、結婚後は(たとえ夫と同等出生身分)でなくても夫の「法」を取得し、夫の死後再び自分の「法」に戻る。<sup>(74)</sup>しかし、妻は夫の、また、(未婚の)娘および「夫をなくした婦人」(ungemantet wif)大部分は寡婦、ごく限られた一部だけが離婚した女性)は同等出生身分の男性の半分の贖罪金・人命金しかもたない。<sup>(75)</sup>このことは、「女性」のもつ「ラント法」が完全でないことの特徴であり、「女性」は(いわばその缺を補うために)、後述するように、後見人をもたなければならなかった。

(2) 「女性」の相続法上の地位について言えば、配偶者間の相続は認められないから、妻が夫の財産を相続することはない。しかし、父または母の遺産について第一順位にある相続人は同等出生身分の子であり、男子がある場合には男子が、また、男子がない場合に限って女子が、父または母の遺産を相続する(換言すれば、兄弟のない女性は父または母の遺産を相続することになる)。女性の出生身分に従ってこの「遺産」の中には、アイゲン、が含まれ(う)ることに注意しておきたい(女性が子なくして死亡した場合、その遺産は、女性の父または母、兄弟または姉妹など、女性の親族に相続される<sup>(76)</sup>)。

(3) 「女性」は(前述したように、その「ラント法」の缺を補うために)必ず後見人をもたなければならぬ。

(a) 女性の「法定後見人」は、妻の場合には夫、(未婚の)娘および夫をなくした婦人の場合には最近・最年長の親(最も多くの場合、父または長兄)である。<sup>(77)</sup>

(b) 夫と妻は存命中別々の財産をもたず(「二人の財産を一括して管理し」、妻の財産は夫の「法定後見人としての地位」にもとづくゲヴェーレ(「管理権」)に服する。<sup>(78)</sup>したがって「妻は、夫の承諾なしに、彼女の財産を譲渡し、アイゲン、を売却し、また、一期分を放棄する(opfaren)ことをえない」(ただしこの場合、ひきつづき「彼は彼女とともに、ゲヴェーレの中にいるのだから」と言われており、妻も、夫とともに、二人の財産について一定の権利(「管理権」)をもっていることがわかる<sup>(79)</sup>)。

(c) これに対して、「(成熟に達した、未婚の)娘および夫をなくした婦人は、彼女の後見人(が同時に彼女の相続人でもある場合を除いて、その)承諾なしに、彼女のアイゲン、を売却することができる」とされているから、彼女等の後見人に対する自立性は、妻の場合よりも大きかった(ただし、その反面、彼女等は、同時に後見人の相続人でもある場合を除いて、後見人の財産について何らかの「権利」をもつこともなかった)、と思われる。

(d) 女性が訴訟当事者になる場合にも必ず「後見人」を必要とした。これは、彼女等がその法廷における(直接の)言動によって不利益を受けないため、とされる。<sup>(81)</sup> 女性がその場に後見人をもち合わせず、あるいは、法定後見人を訴える場合、裁判所は彼女等に後見人を与え、あるいは、裁判官自身が後見人になった。<sup>(82)</sup>

(4) 以上の考察によって、「女性」は、アイゲン、および(それ以外の)遺産を相続によって取得するだけでなく、「一期分」をもつ場合もあることが明らかになった。そこで念のために、ここで「ラント法」の「一期分」に関する所見の要点をまとめておきたい。<sup>(83)</sup>

(a) ラント法一・二一・一は次のように言う。「人(IIアイゲンの持主)はまた女性(特に妻、および、未婚の)娘<sup>(84)</sup>に對し、アイゲンを、相続人の承諾を得て、彼女の生涯に限り、譲渡することができる、たとえ彼女がいかに若くても(ないし、幼くても)、そこに国王の罰令権が存在する限り、そのアイゲンが所在する裁判管区内のいずれの場所においても」と、これによって、「一期分」とはこの場合「女性(特に、妻や娘)に對しその生涯に限って譲渡される所領<sup>アインジ</sup>」である、ということが判る。

(b) この直後に続くラント法一・二一・二は、「なんびとも女性に對し一期分を破る(II法廷で争って一期分の「権利」を奪う)ことをえない、後から生まれた相続人(は自ら承諾を与えていないが、それでも、また、その所領が(二期分をもつ女性の)死亡によって帰属する(usint)いかなる者も)、と言う。これによって、一期分の「権利」がなんびとも破るこ

とをえない強い権利であることが保障されているだけでなく、その「権利」を破りえない者として特に（「後から生まれ  
た相続人」と並んで、それとは別に）「その所領が（女性の）死亡によって帰属する者」に言及されていることで、一期分が  
アイゲンについてだけでなく、レーンについても設定される場合がある。ということが示唆されている。<sup>(85)</sup>

(c) 事実、「ラント法」の（終りに近くに位置する）他の条項では、レーンについても（あるいは、レーンの形でも）一期  
分を設定できることがもつと明確に述べられている。すなわち、ラント法三・七五・一は、前段で「アイゲンについて  
は女性の真の（*echt*）（あるいは、法（＝裁判）によって保護される）一期分がある」と（右の（b）の要点をかいつまんで）述べ  
た後、レーンについての一期分の存在を前提して、「しかし、レーンについてはそうではない、けだしそれ（＝レーンに  
ついても）一期分は幾つかの仕方で破られることがありうるからである」と、アイゲンについての一期分との相違まで述  
べている。さらに、この直後に続くラント法三・七五・二では、「（この）レーンは、彼女等の夫の存命中（したがってこ  
の場合、一期分権者である女性は「妻」ということになる）<sup>(86)</sup>、彼女等のゲディング（＝占有・支配を伴わないレーン）であり  
（あるいは、あるにすぎず）、彼女等の夫の死後（にはじめて）それは彼女等の（占有・支配の下にある）*rechtlen*（＝正規のレー  
ン）である（あるいは、*rechtlen*になる）」とも言われている。

しかし、これらの条項の意味するところを正確に理解するためには、一期分に関する「レーン法」の諸条項を検討し  
なければならず、「ラント法」の枠を（大きく）こえることになるので、レーンについての一期分の問題は次章のAに譲  
り、ここではひきつづき「ラント法」に見られる「女性」の地位を概括し、（一般の）「聖職者」のそれとも比較しながら、  
「レーン法」でこの両者が「ヘールシルトを欠くにもかかわらず授封される者」のいわば「代表者」として現れるゆえん  
を、主に「ラント法」の史料所見について考察しておきたい。

(5)・(a) 「女性」は（完全でないにしても）「ラント法（上の能力）」をもち、特に「参審自由人」（以上）の身分に生まれ

た場合、相続によつてアイゲンを取得し、さらに、(最も多くの場合、同等出生身分の夫と)結婚した後、夫からアイゲンを一期分として与えられることもある。この場合、女性は騎士の出自をもつ両親から生まれ、結婚前は騎士的生活を送る父の家で育ち、結婚後も同じく騎士の出自をもち騎士的生活を送る夫の許で、(その後見の下においてではあれ)夫とともに、(もちろん自分のアイゲンや一期分その他の財産をも含めて)夫の財産を日常「女主人」として管理している。

夫が先に死亡した場合は、(夫の財産は夫の法定相続人に相続されることになるが、妻(自身)の財産(したがつて、妻のアイゲンおよび一期分)は当然(後者については妻の存命中)妻の手に留まり、(妻と同等出生身分の)法定後見人(最近・最年長の父親、最も多くの場合、妻の父または最年長の兄弟)の後見の下に置かれる。さらに、後に妻が死亡した場合には、妻(自身)のアイゲンは(妻と同等出生身分の)妻の法定相続人(子があれば子、なければ妻の血族)に、また一期分(が設定されていたアイゲン)は(夫と同等出生身分の)夫の法定相続人(子があれば子、なければ夫の血族)に相続される。<sup>(88)</sup>

これらの妻の所領は、(直接)小作人に小作地として貸し出され(てい)ることも多かつたろう。現に一期分の権利を保障したラント法一・二二・二でも、「彼女が果樹を切り倒したり、その所領に生まれついでいる者(小作人、ラーテ)を所領から逐い出したり、あるいは、いずれかの仕方彼女の一期分を彼女のゲヴェーレ(占有)から手放したり」すれば、「二期分を彼女は自ら失つたことになり」、(彼女の死後その所領を取得すべき者からそのゆえに訴えられる場合、定められた期限内にそれを補償ないし恢復しなければ「彼女は(敗訴して)それ(二期分)を失う(判決によつて剥奪される)ことがある」としている。

この条項は、(アイゲンについてのみならず、レーンについて設定されたそれをも含めて)一期分が、(多くの場合)小作人に貸し出され(てい)たことを示している。しかし、小作人に(自分の占有・支配する)土地を小作地として貸し出すことのできるのは、アイゲンないしレーンの持主(ないし、占有者)だけであつて、小作人が領主から小作地として貸し出された

土地をさらに小作地として又貸しすることはできない<sup>(90)</sup>。したがって、この条項はさらに、一期分をもつ妻が夫の死後もひきつづき「領主」の地位を保持し、一期分を夫の存命中と同じ状態・同じ社会関係において維持することを前提した上で、妻が一期分を手放したり劣化させたりすることを禁じていることになる。もちろん、それが妻の死後この所領を取すべき者（ $\parallel$ 夫の法定相続人ないし主君）の「権利」を損なうことになるからである。（妻のアイゲンに關しても、言うまでもなく、その法定相続人との關係について同じことが言える）<sup>(91)</sup>。

妻のアイゲンや一期分は、（特にそれが一定規模をこえる場合）、（直接小作地として貸し出されるだけでなく、家臣に對してレーンとして授封され<sup>(91)</sup>た場合もあつたはずである。その点はともかくとして、「アウクトル・ヴェートウス」や「レーン法」では、「ヘールシルトについて完全な者」が（「聖職者」や）「女性」の家臣になる場合もあつたことが前提されて<sup>(92)</sup>いる。これらの場合について、もし「聖職者や女性など」ヘールシルトを欠く者の家臣になれば（少なくとも）シルトが下がり、あるいは、ヘールシルトを失うことになる」という原則が適用されたとすれば、それは（先の小作地として貸し出された所領の劣化の場合と同じく）所領の劣化を意味するであろう。これらの場合には、（従来その所領を授封されていた）家臣は新しく主君になつた妻（ないし女性）の許に留まらうとはしまい、と考えられるからである。それだけではなく、特に一期分（の一部）が家臣に授封される場合については、このような所領の劣化によつてその「権利」を損なわれることになる夫の法定相続人（あるいは、主君）は、一期分の設定に「承諾」を与えたり（あるいは、主君の場合には「承認」したり）しない可能性が大きく、一期分の設定とのものが事実上不可能になるおそれさえある<sup>(94)</sup>。

（b）（修道士でない、一般の）「聖職者」も、（ヘールシルトは欠くものの）「ラント法」（上の能力）を完全に失うわけではなく、少なくとも一定の相続権をもつており、（ゲラーデを姉妹と分けるほか）「アイゲン」と（それ以外の）遺産を兄弟と分ける<sup>(93)</sup>。つまり、「聖職者」も、「女性」と同じく、（自分の）アイゲンをもつている場合があることになる。

この場合、この「聖職者」も当然(主に)「参審自由人」の身分に生まれ、「聖職者」になるまでは騎士的生活を送る父の家で育っている。また、彼がそのアゲインを小作地として貸し出していけば、彼は(俗界においては)同時に「小領主」的存在であることになる。さらに、彼の死後、彼が相続したアイゲンは、(聖職者には嫡出の子はありえないから)<sup>(95)</sup>、彼の(子以外の)血族(最も多くの場合、彼の兄弟)に相続されるであろう。この法定相続人も、彼と同等出生身分に属し、騎士的生活を送っているはずである。したがって、聖職者の相続したアイゲン(および、彼が授封されたレーン)の中に家臣に(又)授封され(てい)るものがあれば、それについては——「女性」の場合について述べたのと同じように——彼の代には家臣との関係および家臣の身分(＝シルト)が従前通り維持される必要がある、と言えるのではあるまいか。

(c) 以上のように見てくると、「アウクルト・ヴェートウス」や「レーン法」において、なぜ「聖職者」と「女性」がヘールシルトを欠くにもかかわらず授封される場合の代表的ケースに挙げられるのか、また、なぜ彼等から(又)授封された家臣のヘールシルトが損なわれないのか、という問題についてもおおよそその見当がついてくる。

すなわちそれは、法的次元で見れば、概括的には、レーン法に対するラント法の優越的地位(＝第一義的にはラント法こそが法であり、それがレーン法のあり方を規定することはあっても、その逆であつてはならない、とする基本的な考え方)の現れであり、具体的には、(ラント法上の)出生身分がレーン法上の身分や能力(＝ヘールシルト制)を規定するのであつてその逆であつてはならない、とする考え方にもとづいている。これを(実態的)社会生活の次元に則して言えば、特に「参審自由人」など騎士的出自をもつ家に生まれ育つた「女性」および「聖職者」については、彼等が(女性であり、あるいは、聖職者になつたがゆえに)ヘールシルトをもちえないということよりも、彼等がヘールシルトをもつ家に生まれ育つたこと、彼等が結婚後あるいは聖界に身を投じた後も彼等に相続されたアイゲンあるいは一期分をもつに小領主的階層に属し小領主的(女性の場合には、さらに騎士的な家での)生活を送っていること、さらに、彼等の死後彼等の所領は(彼等と

同等出生身分の)法定相続人に(安定的に)相続されていく(べき)ことなどの方が(もっと)重要視されていることになる。前述したように、「アウクルト・ヴェートウス」および「レーン法」においては、「ヘールシルト」および「レーン法」(上の能力)についても(騎士的出自ないし生活を重視する)「職業身分」観が強く打ち出されていた。それに従えば、(主に)参審自由人の家に生まれ育ち、騎士的あるいは(少なくとも)小領主的生活を送る「女性」や「聖職者」は、もともと「ヘールシルトを欠く者」の中で最も「ヘールシルト」に近い存在であった、と言うことができる。しかし、第四章で後述するように、彼等(特に女性)に対する授封は「レーン法」で「補足」された主要テーマの一つになっている。そうだとすれば、そうした「補足」の根底には、(「ラント法」執筆の際に特に「相続」の問題を詳しく検討した結果はじめて顕在化するにいたった)ヘールシルト上の各身分を(できるだけ)(ラント法上の)出生身分に対応させ固定化することこそが(長期的に見れば)ヘールシルト制を安定的に機能させるゆえんであるという考え方があった、と言えるのではあるまいか。

(以下次号)

## 註

(1) 以下、(引用箇所ではなく)行論の中で「ラント法」・「レーン法」と言うのは、それぞれ「ザクセンシュピエゲル・ラント法の部」・「ザクセンシュピエゲル・レーン法の部」を指す。

(2) 「諸侯」、「フライエ・ヘレン」、「参審自由人」など、「封建身分」(少なくともその中核をなす階層)に属する者を殺害した場合の人命金は一八ポンドⅡ三六〇シリングである(ラント法三・四五・一)。このほか、後述するように、死刑の判決を受けた加害者とその執行を免れようとする、裁判官に対し同額の罰金(Ⅱいわゆる「換刑贖罪金」)を支払わなければならなかった(ラント法二・五・一、二・一〇・二、三・九・一などからの推定)。なお、これらの「人命金」・「罰金」と所領の規模の関係

については、次註(3)をも参照されたい。

(3) ラント法一・三四・二に、アイゲンの持主が主君に所領(Ⅱアイゲン)を譲渡し、譲受人である主君から改めてレーンとして受領する場合の手続が述べられている。それによると、アイゲンを譲渡された主君がそれを一年と一日授封せずに自ら占有・支配しなければ、その所領は(完全には)主君のアイゲンにはならない。

なお、レーン法廷において証人になり、あるいは、判決を非難するためには、主君から「半フーフエ(の所領)または(毎年)五シリングの収益をもたらずレーン財」の授封を受けていることが要件とされている(レーン法一・一、六九・二)から、一フーフエの土地が年間一〇シリングの収益をもたらずものとして計算されていることはほぼ間違いがない。一方、参審自由人は少なくとも三フーフエ以上(三〇フーフエまで)のアイゲンをもつことが原則とされている、と推定されるが(ラント法三・八〇・一、三、八一・二)、アイゲンの持主は、相続人の承諾を得て、そのうちの半フーフエと「そこで車の向きを変えうるだけの宅地」を留保する限り、アイゲンを譲渡することができるとされている(ラント法一・三四・二)(ただし、アイゲンの持主である参審自由人は、一般的には、アイゲンのほかに、主君から授封されたレーンをも占有・支配している)。しかし、一般には共同の牧人以外に特別な牧人をもつことはできないとされているのに、「三フーフエないしそれ以上のアイゲンまたはレーン」をもつ者は例外とされ、その特権的地位が認められている(ラント法一・五四・二)。「三フーフエのアイゲンまたはレーン」をもつ者は、前記の計算によれば三〇シリングの年収を得ていたにすぎず、彼等にとつて一八ポンドⅡ三六〇シリングの「人命金」を支払うことは必ずしも容易でなかったことがうかがわれるであろう。

(4) ラント法二・一三・五。

(5) 特にラント法一・六五・二を参照されたい。

(6) ラント法一・六二・一。

(7) ラント法一・三八・一。

(8) レーン法一・一。この条項についてはさらに後述する。

(9) 以上については、石川「*Rechtlos*」を参照されたい。

(10) 「主要文献略語表」を参照されたい。

(11) 特に、前稿(二)、二一・(六)・(8)、および、註(四)で指摘した「パウアーマイスター職・レーン」がその代表的なもの

と言えるであろうが、この問題については本稿でも後に改めて述べる。

- (12) 「序詩——対韻句形の——」、二六一行以下。
- (13) 前稿(三)、註(24)を参照されたい。
- (14) AV一・二(＝レーン法二)、一・三(二回)(＝レーン法二)、一・六(二回)(＝レーン法二)、二・四。一・五〇(＝レーン法三・二)、一・五八(＝レーン法三・五・一)、一・六一(＝レーン法三・五・三)、一・二二四と二二六(＝レーン法五四・一)、二・五七(＝レーン法六九・一)、三・二二(＝レーン法七八・一)。
- (15) AV三・二二(＝レーン法七八・一)には、「cypus」とともに終るレーン(＝レーン法七八・一)では、「scilt」とともに終る scilten) が登場してくるが、この場合 cypus (ないし scilt) の語は文字通り(いわば物としての)「楯」を意味するだけでなく、これは、若干の者が同書に述べられている各種のレーン以外にも時限的性格をもつレーンがあるとしてその一例に数えているものであり、AV(ないし「レーン法」)の著者自身はそうした時限的性格をもつ授封を「許されない」(reprobabilis — AV三・三三、「レーン法」では、「間違っている」[unrecht])としている。
- (16) AV一・五(＝レーン法三・二)、一・七(＝レーン法三・六)(三回)、一・一二二(＝レーン法四七・二)、三・四(＝レーン法七一・二〇)。
- (17) AV一・四(＝レーン法二・一)、一・五七(＝レーン法三・五・一)、一・六〇(＝レーン法三・五・三)、一・一一一(＝レーン法四七・二〇)、三・三(＝レーン法七一・一九)。
- (18) レーン法一ではAVの *beneficialis cypus* が *herschilt* になっている。
- (19) レーン法一では、「第三の *cypus* (下がり) の一文が「削除」され、「第六の *scilt*」は「第六の *scilt*」となっている。 *scilt* の語の使用回数は一つ少なくなっているが、特に「ラント法」→「レーン法」という現行刊本の配列においては、この「削除」にもかかわらず世俗諸侯が「第三のシルト」をもつことは既知の事実ということになる。
- (20) レーン法三・二二の前後では、AVの *beneficiorum ius* の語は——③の AV一・四＝レーン法二・一の *ius beneficiale* = *lenecht* と同じく—— *lenecht* となっている。この *beneficiorum ius* = *lenecht* は、もちろん主君から授封された所領を「レーン」として占有・支配する権利」を意味する。しかし、それを家臣が自ら占有・支配する(具体的には、小作人に小作地として貸し出す)だけでなく——なお、所領を小作地として貸し出すのは家臣にだけ認められた(レーン法上の)「権利」であり、小作人

が小作地を又貸しすることは許されない、ということについては、レーン法六〇・二、および、石川「ゲヴェール」、一五五頁以下を参照されたい——、A V 一・五 Ⅱ レーン法二・二では、レーン能力を欠くにもかかわらず授封された者に(レーンを相続させる「権利」、および、授封更新を求める「権利」がない旨、明言されているのに対し)(自分の家臣に対する)(又)授封権がないとは(少なくとも)明示的には述べられていないし、すぐに後述するA V 一・七 Ⅱ レーン法二・六では、「Beneficiale ius = lenrecht」について完全な家臣が彼等から所領を受領することが(むしろ当然のこととして)前提されていることを考えると、彼等が(自分の家臣に対して)所領を(又)授封する「権利」をも含む、と解すべきであろう(この点、石川「ラント法とレーン法」一六一七頁では、この箇所の lenrecht をもっぱら「レーンを現実支配する権利」という意味に解しているが、右のように補正しておきたい。また、同上、註(90)に挙げられている条項のうち、本稿で検討の対象となるレーン法五六・五、七五・一の lenrecht の語についても、同じ補正が必要である)。なお、「又授封」を意味する lenrecht の語の「レーン法」における用法については、さらに後述する。

(21) レーン法二・二の後段ではA V の clypeus regalis が hercscil になっている。

(22) レーン法二・四では、A V の「ius」について完全な者と上述の者たちの誰かが「一人は hercscil に生まれ(ついで、いない者)、もう一人は lenrecht (＝レーン法上の能力)について完全な者」に変わり、さらに文末の「ius」について完全な者が「hercscil において完全な者」に、また、「regalis clypeus を欠く者」が「かの者(ないし、前者 Ⅱ hercscil に生まれ(ついで、いない者)に改められている。

(23) レーン法二・六では、A V の「beneficiale ius」について完全な者が「hercscil について完全な者」に、また、「そうした類のいずれかの者から」が(より、明確に)「誰か hercscil をもたない者から」に改められている。

(24) 同じくレーン法二・六では、この件、まず前段が「ただし、ある聖職者またはある女性が選挙によってライヒの(「および教会の」が削除されていることに注意)所領を受領し、そしてそれによつて(あるいは、それをもとに) hercscil を取得する(あるいは、取得した)場合は別であり」と「改訂」・「補足」され、さらに、後段(Ⅱ「これらについて家臣は beneficiale ius を取得する」と(やや)抽象的に述べられていた箇所)は、(lenrecht の語をおそらく意識的に)避け、より、具体的に「その所領を彼等(Ⅱヘルシルトについて完全な家臣たち)は(自分たちの家臣に)(又)授封することができ、また人(Ⅱ彼等および(おそらく)彼等の家臣)は別の(Ⅱ新しい)主君に(その所領の)授封更新を求めることができる」と改められている。これらの点についてはさらに後述する。

(25) レーン法二三・一では AV の *regalis clypeus* が *herschilt* になっているが、その後かなりの分量の「補足」が加えられており、それについてはさらに後述する。

(26) (AV 一・五八に対応する) レーン法二五・一の末尾では、(25) の語を用いずに「けだし、人が誰か(の身分、ないし、シルト)を彼の所領をもって引き下げることは正しくないからである」と改めている。しかし、レーン法二五・一を(AV 一・五七に対応する)前段から通して読んでいくと、この件の「誰か」が「誰かの身分ないしシルト」を意味することは自ずから理解できるであろう。

(27) (AV 一・六二に対応する) レーン法二五・三の後段では、*clypeus* の語が *silt* になっているだけでなく、*silt* の語に「国王から下りて(きた)シルトの数と同じだけ多くの」という「補足」が施されている。この点についてはさらに後述する。

(28) (AV 一・一二二に対応する) レーン法四七・二は、「その者(前前の主君)に家臣たちがなく、しかし彼(その者がレーン法)又授封)を行いうるほど高く *herschilt* に生まれ(ついで)ているならば、主君の家臣仲間(上級主君の家臣たち)を(この)家臣は、彼が、彼等)を必要とする場合、(前前の主君の家臣たち(彼自身の家臣仲間)の代わりに(証人として)用いることができる、彼等)前前の主君の家臣仲間、上級主君の家臣たち)は、彼(この家臣)の所領が、(前前の主君から)そこへ、(移り)属しているところ、(上級主君の許)で、家臣)なのである(から)」、と大幅に「改訂」「補足」されている。

このレーン法四七・二の読み方については問題がある。ヒルシュ(およびシュット)は、*Swene der manne tosta, unde doch to deme hersilde geboren is also ho, dat he lenrecht dun mach* という関係文章が *de man* にかかると解しているからである(Hi. S. 147 u. Ann. 1 sowie 9; SCHOTT, S. 294)。構文上は確かにそのように解した方が無理がないようにも思われるが、それでは先行する四七・一とのつながりが理解できない。右に掲げた私訳は、特にその点を重視し、右の関係文章が *des herren* (前の主君)にかかると解したものである。因みに、この解釈は、AV 一・一二二の該当箇所が *Cuiscunqne dominus deficit in hominibus* となっていることでも支持されるが、こうした(つまり、AV の方が「レーン法」よりも意味がはっきりしている)ケースはむしろ例外に属する。そこで、アイケはなぜここで——そうした構文上の「無理」を冒してまで——「改訂」「補足」を行ったのか、ということが問題になるが、その問題について私は(現在のところ)以下のように考えている。

この問題を考える手がかりは、AV 一・一二二には「家臣」が一度もその姿を表面に見せていないのに、「レーン法」(四七・二)ではほかならぬその「家臣」が主語になり、同じ事態が「家臣」の立場から記述されていること、および、「レーン

「法」では文末に家臣が主君の家臣仲間を(も)証人として用いることのできる「理由」が「補足」されていること、以上二点に求められる。まず後者について言えば、先行するレーン法四七・一(ⅡAV一・一一)では、家臣は(前の主君による)授封を認めない)上級主君に対しほんらい前の主君の家臣仲間とともにそれが(前の主君から授封された彼のレーンであることを証明すべきものとされている(この場合、家臣は授封更新を求めているのだから、彼は単に——授封更新請求権のない——ゲディングを授封されているのではなく、その所領を占有・支配していることに注意されたい)。家臣の「*lenes gewere* (= *Lehnsgewere*)」(Ⅱ主君から所領をレーンとして授封され、それにもつきレーンとして占有・支配していること——(石川「ゲヴェーレ」、一五〇頁以下を参照)を「人(Ⅱ家臣)は主君の家臣六人」ともに証人により立証しなければならぬ」(レーン法七四・二、なおレーン法五・二をも参照)のが原則だからである。しかし、著者アイケは、レーン法四七・一および四七・二のケースについて、家臣が上級主君に対し「*Lehnsgewere*」を立証する際、もし前の主君の家臣が(必要なだけ)六人以上いない場合にはその代わりに上級主君の家臣を証人に加えてよい、という例外を設けようとする。そこで彼は、レーン法四七・二の末尾に(彼等は彼の所領がそこへ属しているとすでに上級主君に帰属していることを指摘し、この場合、上級主君の家臣もまた証人になりうるといふこと)の「法的根拠」を説明しようとしたのである。ただしそうした例外が認められるためには、前の主君がもとと自分の家臣に(又)授封し自分の家臣をもちうるヘルシルトに生まれ(つい)ていることが必要であり、前の主君がヘルシルトをもたない場合はもちろん、第七シルトしかもつておらず、もともと家臣がいなくても当然という身分に属している場合にはこの例外は適用されない。(これが「彼がレーン法を行いうるほど高くヘルシルトに生まれ(つい)ているならば」という「補足」の理由である)。以上のことを「補足」するために著者アイケは——構文上多少の無理を冒しても——「家臣」を主語にする必要があつたのではあるまいか。なお、この条項についてはさらに後述する。

(29) レーン法五四・一は、このAV一・一二四および一二六を一つの条項にまとめ、次のように述べる。「主君が(レーン法上の)同身分者に対する臣従礼(Ⅱ臣従関係)によつて彼の所領を下げる(ないし、下げた)ならば、彼は彼の家臣の(Ⅱ彼の)家臣に授封していたレーンを、それが彼のアイゲンであるものを除き、すべて失つたことになる、そして家臣たちは彼等の所領を上級主君から受領すべきであり、さもなければ(Ⅱ上級主君が自ら彼等にそれを授封しないのであれば)彼(Ⅱ上級主君)は彼等に彼等の主君の(レーン法上の)同身分者を新しい主君として指定し、その許へ赴くよう指示しなくてはならない。家臣は、彼

の主君が彼(Ⅱ家臣)の(Ⅱ家臣に授封されていた)所領(そのもののランク)を引き下げ、それを彼(Ⅱ主君)が前に受領していたよりも身分の低い主君から受領する場合にも、同じことをなすべきである」。

この「改訂」によって、(同身分者に対する)臣従礼によって自分のシルトを引き下げた主君がいつ(したがってまた、なぜ)家臣たちに授封していたレーンを失うことになるか、という問題について、AV一・一二四と一・一二六の間に垣間見られた不統一が取り除かれていること、また(必ずしも明快とは言えず、前段と後段を入れかえた方がもつとはつきりすると思われるが)、後段(Ⅱ家臣が授封されていた所領そのもののランクが引き下げられた場合)との対比において、前段の「主君が臣従礼によって彼のシルトを引き下げる場合」は、主君が当該家臣に授封していた所領そのものを従前の(上級)主君より身分の低い者(Ⅱ上級主君)から受領した場合だけでなく、主君が当該家臣に授封して所領とは関係のない形で同身分者の家臣になった場合もすべて含まれる、ということが明確になっている。なお、この条項——特に「それが主君のアイゲンである場合を除き」という「補足」——については(第三章・Cの(三)で)さらに後述する。

(30) レーン法六九・一——「*herciti*を欠く者は誰しも、*herciti*をもついかなる者の(発見した)判決をも非難することをえない」。これは(形式論理的には「ヘールシルトを欠く者でもヘールシルトを欠く者の(発見した)判決なら非難できる」という解釈の余地を残さないわけではないが)、AV二・五七と同旨のことを裏から(Ⅱ否定態で)述べることによって、ヘールシルトをもつ者と欠く者の判決非難に関する「権利」の差を強調しようとしたもの、と理解すべきであろう。

(31) 「レーン法」では、AV三・四のうち(三)までが、レーン法七〇・一九に組みこまれた上、*vulgate beneficium*には *reht len*の語が宛てられ、文末には *noch jene over dissen* (字義通りには、「前者が後者に関しても(そう)できない」)、しかし、内容からは「後者が前者に関しても(そう)できない」と「補足」されている。これらの点についてはさらに後述する。

(32) レーン法七一・二〇の前段は、*herciti*について完全な家臣は、「城塞レーン以外のいずれのレーンをもとにしてでも、他の(ヘールシルトについて完全な)者(Ⅱ家臣)に関して判決を発見しまた証人になることができる」として、AV三・四後段の「家臣が臣従礼によって受領した占有・支配)の中にもっている」という関係文章を「削除」し、さらにAV三・四末尾の「他の受封者(Ⅱ家臣)に関して(判決を発見し証言を行う)資格のある者」という、いかにも持つて回った(Ⅱ一向に具体的でない)言い回しを、簡潔かつ具体的に「ヘールシルトについて完全な家臣」に改めていることが注目される。レーン法七一・二〇は、この後にさらに、「ただし諸侯の(もつ)旗レーンに関する場合は除く。しかし、諸侯はライヒ(内)のあらゆる家臣

に関して判決を発見しました証人になることができる」という「補足」が施され、以下レーン法七・二一、七・二二、(一)つ置いて七二・一前段へと続く「諸侯」および「旗レーン」に関する「補足」の口火を切っている。これらの点についてはさらに後述する。

(33) A V に *abbas, abbatissa* の語が現われるのは、一・一三二 だけであり、それも(対応するレーン法六三・二と同じく)「家人たちが各司教・修道院長・修道尼院長の下で(それぞれ独自の法をもつ)」ということとの関連においてであって、それだけでは修道(尼)院長が諸侯であるかどうかは必ずしも判然としない。

(34) 後述するラント法一・三・二と比較されたい。

(35) それだけでなく、「レーン法」にはおよそ $\xi$ の語が(ほとんどまったく)用いられていないことについては、前稿(二)、四三四頁を参照されたい。同上、註13)では、いわば例外的に $\xi$ の語が用いられている条項としてレーン法二四・八と七三・二の二つを挙げてあるが、この両条項はいずれも「レーン法」で「補足」された条項であってA V には対応条項がなく、また(エックハルト編)「アウクトル・ヴェートゥス」の *Glossar* にも *ingenus* や *liber* の見出し語はない。

(36) この点については前註(20)を参照されたい。

(37) この不明確さは、対応するレーン法二・六が「ただし、ある聖職者またはある女性が選挙によってライヒの所領を受領し、そしてそれによつて、ヘールシルトを取得する(場合は別であり)」と「改訂」・「補足」されている(前註(24)を参照)のと比較すれば、さらにはつきりと判るであろう。この点については改めて後述する。

(38) ただし、この点は「アウクトル・ヴェートゥス」のテキストからは判然としない(前註(29)を参照)。この点についても、「レーン法」の対応条項において「改善」が施されていることに注意されたい。

(39) 前註(18)〜(32)を参照されたい。

(40) ② A V 一・三(二箇所)、⑨ A V 一・五八、⑪ A V 一・六一、⑭ A V 一・一二四、⑮ A V 一・一二六。

(41) ② A V 一・三(二箇所)、⑪ A V 一・六一(二箇所)、⑭ A V 一・一二四(二箇所)、⑮ A V 一・一二六(二箇所)。

(42) ② A V 一・三(二箇所)、⑨ A V 一・五八(二箇所)、⑮ A V 一・一二六(二箇所)。

(43) ② A V 一・三(二箇所)、⑨ A V 一・五八(二箇所)、⑮ A V 一・一二六(二箇所)。これらの条項については、前註(19)、および、(26)を参照されたい。

- (44) ⑮ AV 一・二二六 || レーン法五四・一。この条項については前註(29)を参照されたい。
- (45) ① AV 一・二二。
- (46) ⑤ AV 一・六の二箇所、⑦ AV 一・五〇、⑮ AV 二・五七。
- (47) ① AV 一・二 || レーン法一、⑤ AV 一・六の二箇所 || レーン法二・二と二・四、⑦ AV 一・五〇 || レーン法三三・一、⑮ AV 二・五七 || レーン法六九・一。なお、本文に「実質的には」の一句を加えたのは、AV 一・六とレーン二・四の間に、形式上、前註(22)の末尾で指摘したようなずれがあるからである。
- (48) ⑮ AV 二・五七 || レーン法六九・一。この点については前註(30)を参照されたい。
- (49) ⑤ AV 一・六 || レーン法二・四の二箇所、⑥ AV 一・七 || レーン法二・六の二箇所。本文に「(実質的に)」の一句を加えたのは、AV 一・六および一・七のそれぞれ一箇所では、「上述の者」ないし「そうした類の者」といった(形式上は *beneficiale ius* の語を欠く)表現が用いられていたり、一・七については両者間にずれがあったりするからである。この点については前註(22)および(23)を参照されたい。
- (50) ⑥ AV 一・七 || レーン法二・六 || 「そしてそれによって *herschil* を取得する」、前註(24)を参照、⑮ AV 三・四 || レーン法七一・二〇(前註32)を参照。
- (51) レーン法一、二・二、二・四(二回)、二・六(三回)、一三・一、四七・二、六九・一(二回)、七一・二〇。なお、ザクセンシュピールゲル成立史を問題にする本稿の性質上、本稿での検討対象は原則としてアイケ自身の手になる(とされる)テキストに限り、後代の補遺にかかるテキストには特に必要のない限り言及しない。
- (52) この点については、第四章で改めて後述する。
- (53) 前註(24)および(29)を参照。さらに、前註(32)で述べた⑮ AV 三・四 || レーン法七一・二〇の「改訂」についても同じことが言えるが、それが「改善」であることを明らかにするには、AV における *vulgar beneficium* との比較において「レーン法」における *recht len* の概念を検討する必要がある。ここではそれには立ち入らず、改めて第三章・Bにおいて後述することにする。
- (54) 強いて挙げれば、⑬の AV 一・一一二 || レーン法四七・二の場合がそれに当たるかも知れない(具体的に言えば、*sweme der manne tosta, unde doch to deme herschilde geboren is also ho, dat he lenrecht dun mach* という関係文章が *de man* ではなく *des herren* にか

かる、ということとは、AV一・一二二のテキストを見た方がはっきりする。しかし、これについては、前註(28)で述べたことを参照されたい。

(55) ラント法一・三・二(三回)、一・二五・三、一・二五・四、一・二七・二、二・二二・三、三・五九・一、三・六五・二。  
(56) ラント法一・三・二(二回)。

(56・a) ラント法三・八一・一によれば、あるグラーフシャフトの参審員が欠けたとき、国王は「ライヒ(国王の家人)を解放して参審員にすることができる。したがって、この「参審員になりうる人々」の中には「解放された」ライヒの家人」も含まれる可能性が大きい(なお、ラント法三・一九をも参照)が、その場合、彼等が「参審自由人」並みに扱われることは明らかなので、以下においては一々触れない。

(57) この「ラント法」巻頭の部分における(七の数次に関連させた)叙述の展開の仕方については、石川「相続法」を参照されたい。  
(58) なお、この条項の末尾には、「まだ嫁資として」ゲラーデを与えられていない姉妹は、彼女の母のゲラーデを、教会または聖職者をもつ、聖職者と分かつことはない」という「細則」が出てくる。これは、先行する一・五・二で、「(まだ)家にあつて(嫁資として)ゲラーデを与えられていない娘は、彼女の母のゲラーデを、(すでに嫁資として)ゲラーデを与えられた娘と分かつことはない」とされたのを承けて、母のゲラーデの相続に関し、「教会または聖職者をもつ、(never)聖職者」を「(すでに)ゲラーデを与えられた娘(ないし、聖職者の立場からは「姉妹)並みに扱ったものであるが、Hebbonの語はレイン法との関連では「レインとして受領する」という意味で用いられることが多いことに注意しておく必要がある。

(59) 詳細については、石川「アイゲン」、九頁以下を参照されたい。

(60) 「ゲラーデ」については、「聖職者がそれを姉妹とともに相続するにもかかわらず」「彼(聖職者)が死亡するとき手許にもつているものは、すべて(普通の)遺産である」(ラント法一・五・三)と言われており、聖職者が「ヘールゲヴェーテ」を遺さないからといって、直ちに彼等が「ヘールゲヴェーテ」を相続しない、という結論を引き出すわけにいかないことは明らかである。しかし、「聖職者」は——「女性」と同じく——、「いかなる武器をも帯びない」ことを前提にして、「古来の平和」ないし「国王の(日々の)平和」に与っている(ラント法二・六六・一、三・二)。また、(van ridders art)「騎士の出自をもつ」の中の「目的」語には「性質」・「特質」の意味もあり、ラント法一・二七・二(の「騎士の目をもたない者)そのものが文言上「聖職者」(一般)を含む可能性も決して小さくはない。

(61) なお、本文では煩を避けるために省略したが、ラント法一・二五・三は、この後さらに、「たとえ彼が一年(の試修期間)以内に(修道院から)去っても、人がこの(≡彼が修道院に入ったこと)について、おそらく、ラント法廷では)彼が入ったところ(≡修道院)の修道士たちを、または、(レーン法廷では)彼がそこ(≡修道院)で生活しているのを見たことのある彼の同身分者(ないし、家臣仲間)のうち七人の者を証人にもつ限り(以上のことは変わらない)」と続き、さらにラント法一・二二・三も、「たとえ彼がそれ(≡修道院)に入ることを(ラント)法廷でなさなかったにしても、彼がその後それを否認しようとするれば、人は彼に対しそれを裁判所(≡具体的には、裁判官の証言なしに証人により立証することができる)」と、一旦修道院に入った者にとつてきびしい証明手続を定め、「彼は、(試修期間を了えて)(服従の)契約(horsam ≡ Gelüde)を立てたにせよ(まだ)立てていなかったにせよ、いずれにしてもヘールシルトを放棄したことになる」として、再びレーン法(上の能力)・ヘールシルトとの断絶を強調している。

(62) 前註(61)に引用したラント法一・二五・三および二・二二・三を参照されたい。なお、このことは、おそらく試修期間内に修道院を去った者が「ラント法(上の能力)を保持(ないし、恢復)したことを示唆している、と思われる。

(63) 前註(60)のような考量が必要になるのも、「ラント法」では、(一般の)「聖職者」がヘールシルト(あるいは、レーン法(上の能力))をもたないということが、明示的に(あるいは、少なくとも明確には)述べられていないからである。

(64) この箇所、「邦訳」では「教会裁判所の法に従つて」と訳しているが、本文のように改めたい。ザクセンシュピールゲルにおいては、rechtの語は一般に形式的・手続(法)的語義で用いられることが(圧倒的に)多いというだけでなく、石川「ラント法とレーン法」一六一頁に明らかのように、たとえば *lanneche* という表現も、ほとんどすべて「レーン法廷において」という意味で用いられており、「レーン法(の準則)上」という意味になる場合は例外的である(この点については、同上、一六二頁、および、一六二八頁(の要約)を参照されたい)。

(65) この件、原文は *Swen men kuset biscope oder ebede oder ebedischen, de den herscilt hebet* であり、「邦訳」は「誰しもヘールシルトを有する者が司教、(大)修道院長または(大)修道尼院長に選ばれた場合には」となっているが、これは文法的にも内容的にも誤っていると「わざわざ」をえない。文法的には、文頭の *swen* は (*swene* ≡ *wen* auch immer とは異なり) *wenn* auch immer の意味であり、また *hebet* は三人称・複数であつて——ラント法一・二六・一、二・四八・二、「三・九・一」などを参照——、*de den herscilt hebet* が *swen* にかかるとはありえず、*biscope* oder *ebede* oder *ebedischen* にかかっている。(した

がって、この点だけから言っても、せめて「人がヘールシルトをもつ司教または修道院長または修道尼院長を選挙する(あるいは、選挙した)場合」と訳さなくてはならなかったはずである。しかし「邦訳」にはさらに次のような内容にかかわる誤訳が含まれている。すなわち、司教や修道(尼)院長に選ばれるのは(少なくとも原則として、ヘールシルトを欠く)「聖職者(あるいは「修道士」)であり、彼等は「教会諸侯」に選ばれるからこそ、あるいは、「教会諸侯」に選ばれてはじめて、「ヘールシルト」(具体的に、第二シルト)を取得するのである。本文の訳はこの点を明確にしようとしたものである。なおこの点については、前註(24)に訳出したレーン法二・六〇ある聖職者またはある女性が選挙によつてライヒの所領を受領し、そしてそれによつて(あるいは、それをもとに)ヘールシルトを取得する」、および、後代の補遺にかかる件ではあるが、「諸侯主の出自(末尾)の「いづれの司教も、ライヒ(＝国王)からザクセンの地内に旗レーン(この場合、おそらく笏レーンをも含む「諸侯レーン」の意)を授封され、そしてそれによつて(あるいは、それをもとに)ヘールシルトを取得する場合には」(なお、この件の「邦訳」も以上のように改めたい)、とあるのを参照されたい。

(66) この点については直後の三・五九・二における「皇帝」の語を、また、(この条項を含めて)「ラント法」における Kaiser の用語法については、「前稿」(二)二、八〇二頁以下を参照されたい。

(67) この点については、「前稿」(二)二、八〇四頁、および、註(80)を参照されたい。

(68) 「レーン法」の部で新たに「補足」された一条項(＝レーン法二・二——この条項については第四章で改めて検討するが、前稿(三)三、註(157)をも参照されたい)によつて、たとえば第六シルトをもつ者が(第四シルトをもつ)フライエ・ヘレンの家臣になつても第五シルトをもつことにはならず、また、第七シルトをもつ者が第五シルトをもつ参審自由人の家臣になつても第六シルトをもつことにはならない、ということが明確にされている。したがって、第五シルトをもつ「フライエ・ヘレンの家臣」とは、第六シルト(以下)の者ではありえず、「参審自由人」を別にすれば、「フライエ・ヘレン」の身分に属してその同身分者の家臣になつた者に限られる(はずである)し、第六シルトをもつ「参審自由人の家臣」も、同じように、もともと第六シルトをもつ者を別にすれば、自らも「参審自由人」に属しながら他の「参審自由人」の家臣になつた者に限られ、第七シルトをもつ「参審自由人の直臣」がそれに含まれることはありえない(はずである)。

(69) 特に、次章・BおよびCで後述するAV二・六九＝レーン法七一・六を参照されたい。

(70) (レーン能力を意味する) *leuecht* の語については、具体的にはそれを「(又)授封(権)」の意味に限定しようとする志向である。

- (71) 前註(19)で述べたことを参照されたい。
- (72) これによって、前註(24)、および、(60)で指摘したレーン法二・六における「改訂」(「ある聖職者またはある女性が選挙によつて、ライヒの所領を受領し、そしてそれによつて、あるいは、それをもとに」へ、ルシルトを取得する場合)は「教会諸侯」にかかわることが明らかになるだけでなく、その「改訂」、および、その後の「教会の(レーン)の「削除」が、「ラント法」(で皇帝Ⅱ国王と教会諸侯の関係を厳密に考え直したこと)の影響を受けて(あるいは、その結果)行われたことも(ほぼ確実に)推定できるであらう。
- (73) 前註(62)を参照されたい。
- (74) ラント法三・四五・二、三・四五・三、一・四五・一。
- (75) ラント法三・四五・二。
- (76) ラント法一・一七・一、一・三三・三。
- (77) ラント法一・四五・一、三・四五・三、一・二三・一、一・二三・二。この点、および、以下については、石川「Eigengewere」、六一九頁以下をも参照されたい。
- (78) ラント法一・三二・一、一・三二・二。この点、および、以下については、石川「ゲヴェーレ」、一三二―一三三頁をも併せて参照されたい。
- (79) ラント法一・四五・二(Quatenの語については、後註(13)を参照されたい)。なお、本文では煩を避けるために省略したが、ラント一・三二・二には、「妻は、彼女のアイゲンについてもまた彼女の動産についても、(彼女の相続人の「権利」を侵害しないように)彼女の夫にいかなる贈与をも与えることをえない」という規定があり、そこからも妻がアイゲンをもっている(場合のある)ことが確認される。
- (80) 前註(79)を参照。
- (81) ラント法一・四六。
- (82) ラント法一・四三、一・四一、一・四四(この点については、石川「裁判権」、一七頁を参照されたい)。
- (83) 以下については、石川「Eigengewere」、六一八頁以下をも参照されたい。
- (84) ラント法二・四四・三には、ある者が「彼の母あるいは女性親の一分分についてそれを自分のアイゲンであると主張す

る」ケースが出てくる。この「彼の母あるいは女性親の一期分」は、まず間違いなく「彼の父が妻または（彼）から見れば姉妹である、未婚の娘に与えた一期分」である（石川 同上）。

(85) 前述したように、ラント法一・二二・一によれば、一期分の設定は（おそらく、正規（ $\parallel$ 定例）および臨時のグラーフの裁判集会で）「相続人の承諾を得て」行われる。ラント法一・二二・二には、（自らは承諾を与えていない）「後から生まれた相続人」でさえそれを破ることをえない、と述べているから、自ら承諾を与えた「相続人」がそれを争い破ることができないことは、むしろ自明のこととして前提されている、と解すべきであろう。そうだとすれば、「相続人」ではなくて、しかも「その所領が（持主である女性の）死亡によって帰属する者」とは誰のことか。一期分を設定したアイゲンの持主が（最も多くの場合）そうであったように、「参審自由人」である場合、そのアイゲンは一期分権者である女性が相続人なしに死亡した場合、（大多数の場合）グラーフ、職に帰属する（ラント法三・八〇・一参照）。しかし、グラーフは女性の存命中、一期分権者とその所領の帰属について争いうるような（ $\parallel$ 相続人の場合の「相続権」に当たるような）いかなる「権原」をもたない。それに、*dat umricht jn. oder oppe jn.* という表現は、「レーン法」においては、レーンが持主の死亡により特に相続以外の仕方（具体的には、たとえば、家臣の死亡により主君の手許に戻りあるいはゲディング権者の手に移る、という場合について）誰かに帰属する、という意味で用いられている（たとえば、レーン法五・一、一八、五七・一、五七・四、七一・五）。したがって、この条項の「その所領が（一期分権者の）死亡によって帰属する者」が「主君」、その中の *we*（ $\parallel$ 所領）が「レーン」を指す可能性は決して小さくない（因みに、*we* の語は「レーン法」では最も多くの場合「レーン」を指す）。

それだけではない。右に挙げた「レーン法」における *iservan* の用例のうち、レーン法一八、五七・四、七一・五の三条項は A V に対応条項がなく、A V に対応条項のあるレーン法五・一と五七・一でも——後註(98)および(100)で改めて述べるように——*iservan* の語は「改訂」ないし「補足」された箇所（箇所）に姿を見せる。すなわちこの語は、「レーン法」への「独訳」ないし「補足」の際にはじめて、「ラント法」の影響を（も）受けて用いられた可能性が大きいのである。さらに、レーン法六・二は、（おそらく対応する A V 一・二五  $\parallel$  同）ようにまた、息を欠く家臣は、主君が誰か他の家臣に *expectato beneficoi*（後述するように、「ゲディング」を受けていた場合を除き、*possessio beneficoi*（レーンの占有権）と *beneficium*（レーンそのもの、あるいはレーンの占有）を主君に相続させる *credita*）を直訳して、「しかし、息をもたないいずれの家臣も、主君がそれ（ $\parallel$ その所領）について（別な家臣に）ゲディングを封与していた場合を除き、所領のゲヴェーレ（ $\parallel$ 占有権）を主君に相続させる（*ett op den*

herren」と述べているのに対して、AVに対応条項がなく「レーン法」で「補足」された(と目される)「レーン法二・三は(文言上これと対立する形で)「なんび、ともレーンを相続させる(85)ことはない、父が子にそれを相続させる以外は」と述べていることが注目される。つまり、著者アイケは、「ラント法」の執筆(ないし独訳)の際に、「相続」は血族間でしか行われないうことを強く意識した結果、「レーン法」に「補足」した条項において(だけ)は、「相続」以外の「死因帰属」についてはいわば「意識的」・「自覚的に」evenの語を避けirervenの語を用いた、ということになるのではないか。

(86) 第三章・Aで後述するところから明らかなように、総じて「レーン法」においてレーンに関する一分期が問題になる場合、一分期権者として現れる女性はいは「ラント法」の場合とは異なり——「妻」に限られ、「女性親」は姿を見せない。

(87) 念のために一言すると、妻が先に死亡した場合、一分期(の権利)は(妻の存命中に限って与えられたものであるから)当然消滅し、それが設定されていたアイゲンは夫の手許に戻る。また、妻(自身の(アイゲンをも含む)それ以外の財産は、前述したように、妻の法定相続人に相続される。なお、ラント法一・三二・一をも参照されたい。

(88) 同じく念のために一言すると、この場合妻は、前述したように、アイゲンについては後見人(が同時に妻の法定相続人でない限り、その承諾がなくても処分できるが、一分期については(夫および夫の相続人の権利を損なうことになるから、少なくとも夫およびその相続人の同意ないし承諾がなければ)処分できなかった、と考えられる。この点については、ラント法一・三二・一および(すぐに後述する)一・二二・二の後段を参照されたい。

(89) 石川「アイゲン」、二〇―二二頁を参照されたい。

(90) 前註(85)を参照されたい。

(90・a) 前註(20)を参照されたい。

(91) ただし、その法定後見人は、前註(87)でも述べたように、(夫ではなく)妻の血族である。また、父が(未婚の)娘のためにアイゲンについて一分期を設定した場合についても、母方の血族は法定後見人として問題にならない、という点が異なるだけで、基本的には同じことが言える。

(91・a) この点については第四章でさらに後述する。

(92) 第一章(二)・⑥のAV一・七「レーン法二・一六、および、(それにもとづいて)(三)・(7)で述べたこと、を参照されたい。

(93) 第一章(二)・⑭と⑮のAV一・一二四と一・一二六||レーン法五四・一、および、(それにもとづいて)(三)・(8)と(9)で述べたこと、を参照されたい。

(94) 次章・Aで後述するように、レーンについても、(ラント法三・七五・一と二で述べられているとは異なり)、封相<sup>トイ</sup>続人の承諾を得て明示的に一期分が設定される場合があるが、それについても本文で述べたのとまったく同じことが言える。

(95) ラント法三・四五・九に「聖職者の子および、嫡出でなく(inecht)生まれた者」という表現がある。これについては、石川「rechlos」、特に二二九四頁を参照されたい。

# THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 50 NO. 6 (2000)  
SUMMARY OF CONTENTS

---

## Die Heerschildornung im Sachsenspiegel (I)

— Im Zusammenhang mit der Entstehung des Rechtsbuchs —

Takeshi ISHIKAWA \*

### Vorbemerkung (= Fragestellung)

1. Im jüngsten Aufsatz<sup>1)</sup> habe ich versucht, die Rolle oder die Stellung des Lehnrechts in der Verfassung, soweit sie aus den Texten des Sachsenspiegels zu entnehmen ist, klarzustellen. Dabei habe ich in mehreren, nicht unwichtigen Hinsichten auf Uneinigkeiten oder Widersprüche zwischen dem Land- und Lehnrecht des Rechtsbuchs stoßen müssen.

Z.B. besagt der Artikel Lnr. 54 §2 wie folgt: *Doch n'is des mannes herscilt dar mede nicht genedert, of he sines genoten man wert unde san gut van eme untvet dorch dotslach, deste de manscap nicht geerft ne werde.*

Im Lehnrecht des Sachsenspiegels gilt im allgemeinen der Grundsatz, daß ein Mann, der seines (lehnrechtlichen) Standesgenossen Vasall geworden ist, damit seinen Schild (um einen) herabgesetzt hat. Der oben zitierte Artikel soll also davon einen folgenden Fall ausnehmen, daß ein Mann, der einen Verwandten seines Standesgenossen totgeschlagen hat, wahrscheinlich um es zu sühnen, des letzteren Vasall geworden ist und von diesem sogar mit einem Gut belehnt worden ist, soweit diese Vasallität auf seinen Sohn nicht vererbt wird (also sein ganzes Leben lang).

---

\* Professor (emeritus) an der Hokkaido Universität.

1) Lehnrecht und Verfassung im Sachsenspiegel, in dieser Zeitschrift, vol. 50, no. 3~5, 1999~2000 (deutsche Zusammenfassung, in vol. 50, no. 5).

Auch im Landrecht unseres Rechtsbuchs gilt zwar immer noch ein älteres Prinzip: Wo kein Kläger, da kein Richter. Nach dessen Friedensrecht sollte jedoch ein Totschläger enthauptet werden (Ldr. II 13 §5). Überdies ist im Landrecht eine folgende Bestimmung zu finden: Auch diejenigen, die einen Diebstahl oder Raub (wahrscheinlich außergerichtlich) sühnen, sind alle (vor Gericht) für rechtlos zu erklären, man spricht ihnen auch Eigen und Lehen ab (Ldr. I 38 §§1 u. 2). Dem (neueren) Grundsatz des Landrechts (= Friedensrechts) zufolge wäre also solch eine Regel wie Lnr. 54 §2 kaum anzunehmen.

2. Den Grund zu solchen Uneinigkeiten oder Widersprüchen zwischen dem Land- und Lehnrecht unseres Rechtsbuchs habe ich im folgenden gesucht: Während das (gemeine) Lehnrecht der damaligen Wirklichkeit am nächsten steht, nimmt das Landrecht, besonders aber dessen Friedensrecht, in höherem Maße den Charakter von einem Idealbild des Spieglers an.

Besonders zu bemerken sei in diesem Zusammenhang die folgende Quellenlage in unserem Rechtsbuch: Die Artikel, die von mir als Beleg für das gemeine Lehnrecht (mit sorgfältig geschützten Vasallenrechten) herangezogen sind, haben meistens im Auctor vetus de beneficiis eine Parallele, bei den Artikeln dagegen, woran ein Versuch, auch das Lehnrecht zu einem positiven Element der Staatsverfassung zu machen, erkennbar ist, handelt es sich meistens um solche, die im Auctor vetus keinen entsprechenden Artikel haben.

Die Feststellung dieser Tatsache hat mich, nolens volens, zur Frage nach der Entstehung des Sachsenspiegels geführt. Denn der unlängst wiederaufgelebten Ansicht zufolge stellt der Auctor votus nicht nur lateinische Urfassung des Sachsenspiegel-Lehnrechts dar, sondern auch der lehnrechtliche Teil unseres Rechtsbuchs ist sowohl auf latein als auch auf deutsch zuerst, d. h. früher als der landrechtliche Teil, geschrieben. Dies vorausgesetzt, sollten also die Artikel im Lehnrecht, die im Auctor vetus keine Parallele haben, jedenfalls erst nach der Entstehung der lateinischen Urfassung des Landrechts, und zwar möglicherweise unter dem Einfluß davon, ergänzt worden sein.

3. Diese Ansicht über die Entstehung unseres Rechtsbuchs entspricht freilich der Quellenlage, die ich im letzten Aufsatz beobachtet habe, allgemeinen sehr gut. In Bezug auf den oben angeführten Artikel Lnr. 54 §2 erhebt sich jedoch eine neue Frage: Warum hat denn unser Spiegler gleichzeitig mit den Artikeln, die sich mit der Verfassung

befassen und auch das Lehnrecht zum positiven Element der Verfassung zu machen versuchen, eigens solch einen "archaischen" Artikel ergänzt?<sup>2)</sup>

In diesem Aufsatz soll, zunächst die oben zusammengefaßte Ansicht über die Entstehung unseres Rechtsbuchs als eine Arbeitshypothese vorausgesetzt, auf diese Frage eingegangen werden. Damit soll gleichzeitig jedoch diese Ansicht selbst auf ein konkretes Problem hin überprüft und hoffentlich auch bestätigt werden.

### I. Die Heerschildordnung im Auctor vetus

1. Wenn wir uns auf den eikischen Text einschränken, so finden wir im Lehnrecht des Sachsenspiegels das Wort *herscilt* an 30 Stellen der 20 Artikel.<sup>3)</sup> Zudem ist das Wort *scilt* an 6 Stellen der 5 Artikel im Sinne vom "(einzelnen) Heerschild" gebraucht.<sup>4)</sup> Von diesen insgesamt 24 Artikeln<sup>5)</sup> haben die 10 in (den 12 des) Auctor vetus einen entsprechenden Artikel,<sup>6)</sup> Dagegen haben die übrigen 14 im AV keine Parallele. Außerdem erscheint im AV das Wort *clypeus* (= Schild) im einen Artikel, der zwar im Ssp-Lehnrecht eine Parallele hat, wo aber ein entsprechendes Wort wie *herscilt* oder *scilt* fehlt.<sup>7)</sup>

In diesem Kapitel sollen eigentlich solche Artikel im AV behandelt werden, entweder in denen das Wort *clypeus* vorkommt oder doch in deren Parallele im Ssp-Lehnrecht das Wort *herscilt* oder *scilt*. Dazu seien aber, um sie genauer zu begreifen, auch die weiteren 5 Artikel hinzugefügt, die gleich vor oder nach ihnen stehen und inhaltlich mit ihnen unvertrennbar zusammenhängen.<sup>8)</sup> Zugleich wollen wir alle diese Artikel mit den entsprechenden im Ssp-Lehnrecht genau (= Wort für Wort) vergleichen.

2. Über die Heerschildordnung im AV ist dadurch etwa folgendes kalrgestellt:

1) Im AV gibt es schon die Vorstellung vom Heerschild als etwas, was mit dem

2) A.a.o. (deutsche Zusammenfassung, S. XXVI, Fn. 14).

3) Lnr. 1, 2 §2, §4 (2mal), §5 (3mal), §6 (3mal), §7, 23 §1, 47 §2, 54 §2, 56 §1 (2mal), §5, 69 §1 (2mal), §8, 71 §20, §22, 75 §1 (2mal), §3, 80 §2 (2mal), §3, 77 (2mal).

4) Lnr. 1, 21 §1, §2 (2mal), 25 §3, 54 §1. Außerdem erscheint das Wort *scilt* (sowie *sciltlen*) in Lnr. 78 §1. Aber dort ist es wörtlich im Sinne vom Schild (als Ding) gebraucht.

5) In Lnr. 1 erscheinen beide Wörter *herscilt* und *scilt* zugleich.

6) Lnr. 1=AV I 2, I 3. 2 §2 = I 5, 2 §4 = I 6, 2 §6 = I 7, 23 §1 = I 50, 25 §3 = I 61, 47 §2 = I 112, 54 §1 = I 124, I 126, 69 §1 = II 57, 71 §20 = III 4.

7) AV I 58 = Lnr. 25 §1. Außerdem erscheint das Wort *clypeus* auch in III 21. Aber dafür gilt dasselbe, wie es oben in Fn. 4 bemerkt ist.

8) AV I 4 = Lnr. 2 §2, I 57 = 25 §1, I 60 = 25 §3, I 111 = 47 §2, III 3 = 71 §19.

König beginnend bis an den siebten reicht. Bewußt ist auch, wie der Ausdruck *regalis clypeus* (s. unten) zeigt, daß es sich dabei um eine (lehnrechtliche) Ständeordnung mit dem König an der Spitze handelt (AV I 2 = Lnr. 1).

2) Ausdrücklich gesagt ist, daß die Laienfürsten den dritten Schild haben, und daraus ist ohne weiteres zu schließen, daß die geistlichen Fürsten den zweiten haben (AV I 3 = Lnr. 1). Aber die letzteren sind nur von den "Bischöfen" (= *episcopi*) vertreten und es ist nicht ausdrücklich erwähnt, daß auch Äbte und Äbtissinnen dazu gehören.<sup>9)</sup>

3) Auch (landrechtliche) Geburtsstände derer, die unter den Fürsten stehen, sind nicht genannt, infolgedessen kommen die Freie Herren sowie die Schöffenbarfreie in der Heerschildordnung überhaupt nicht vor.<sup>10)</sup>

4) Erklärt ist dann die Frage, wer *ius beneficiale* hat (= lehnsfähig ist), indem man diejenigen, die *iure carent beneficali*, aufzählt, in einer negativen Formulierung. Darin finden wir zwar bereits eine Auffassung, daß ein (landrechtlich) Rechtloser notwendigerweise lehnsunfähig sein soll. Im großen und ganzen steht aber eine "berufsständische" Auffassung im Vordergrund. Um lehnsfähig zu sein, muß man nämlich insbesondere *ex homine militari* sein, und zwar *ex parte patris et avi*. Dagegen ist ein Forderung, Freier zu sein, nicht ausdrücklich genannt (AV I 4 = Lnr. 2 §1).

5) In einem nachfolgenden Artikel sind die Worte *quibus deest clypeus regalis* mit denen *qui iure carent beneficali* gleichbedeutend gebraucht (AV I 6 = Lnr. 2 §2). (Zudem sind die Worte *perfectus in (beneficali) iure* (AV I 7 u. I 6) in *vulkomen an* (od. *in*) *deme herscilde* (Lnr. 2 §6, u. §4) übertragen). Damit ist einwandfrei bestätigt, daß auch die Worte *ius beneficiale* in AV I 4 (sowie *lenrecht* in Lnr. 2 §2) "Lehnsfähigkeit" bedeuten und daß man, um lehnsfähig zu sein, einen *regalis clypeus* (= *herscilt*) haben muß.<sup>11)</sup>

9) Vgl. dazu Ldr. I 3 §2 u. III 59 §1, worüber noch unten zu behandeln sei. Allerdings erscheinen die Wörter *abbas* und *abbatissa* in AV I 131 (sowie, *abbot* und *ebbedische* in Lnr. 63 §2). Dort ist jedoch nur über die Manigfaltigkeit des Dienst(mannen)rechts unter ihnen geredet. So kann man nicht daraus mit Sicherheit einen Schluß ziehen, daß es sich dabei um sie als Reichsfürsten handelt.

10) Vgl. auch dazu Ldr. I 3 §2. In Lnr. 24 §8 ist zwar von *egen oder vri* gesprochen. Es bezieht sich jedoch auf den Boten, den der Vasall zu seinem Herren schickt. Übrigens ist hier sinngemäß folgendes betont, "wenn auch der Bote *egen* (ein Unfreier = Dienstmann) ist".

11) In AV I 50 (= Lnr. 23 §1) ist eine folgende Vorschrift zu lesen: *Dominus nullius hominum recipere renuat, nisi illius, qui regali clypeo caret*. Dabei sei der Grund für die Ausnahme darin zu suchen, daß *qui regali clypeo* (= *herscilt*) *caret* lehnsunfähig ist.

6) Trotzdem darf ein Herr einem derer, die kein *ius beneficiale* haben (= lehnsunfähig sind) *benefia* verleihen. In diesem Fall erwirbt der Belehnte zwar von dem Herren *beneficiorum iura* (= (lehnrechtliche) Rechte an dem Gut), diese *beneficia* kann er aber weder auf seinen Sohn vererben, noch an einen anderen Herren folgen (= beim Herrenwechsel von neuem od. oberen Herren die Erneuerung der Belehnung mit diesen *beneficia* verlangen) (AV I 5 = Lnr. 2 §2). Zudem muß er einige Beschränkungen in Tätigkeiten (oder. "Rechten") im Lehngericht des Herren hinnehmen.<sup>12)</sup>

7) Trotzdem finden wir auch einen Artikel, der (sozusagen als etwas Selbstverständliches) voraussetzt, daß *homo perfectus in beneficiali iure* (= an *deme herscilde*) von einem (eigentlich) lehnsunfähigen Herren belehnt ist (AV I 7 = Lnr. 2 §6). Im Zusammenhang damit sei viererlei zu bemerken.

a) Daraus sei zu schließen, daß derjenige Lehnsunfähige, der von einem Herren mit einem Lehnsgut belehnt ist, es seinem (eigenen) Vassallen weiter verleihen darf.<sup>13)</sup> Über die Stellung solch eines (After-)Vasallen ist zwar in demselben Artikel ausdrücklich erwähnt, daß er keinen Anspruch auf die Belehnungserneuerung bei einem anderen Herren hat.<sup>14)</sup> Dies ausgenommen, ist aber im AV keine weitere Bestimmung darüber zu finden.

b) Insbesondere aber ist auch solch eine Bestimmung, wie ein Vasall, der von einem (eigentlich) lehnsunfähigen Herren belehnt ist, damit seinen Schild (um einen) herabsetzen oder sogar verlieren sollte, nirgendwo zu finden.

c) Im einschlägigen Artikel erscheint *clericus vel mulier* (AV I 7, *pape oder wif* in Lnr. 2 §6) sozusagen als Vertreter der (eigentlich) lehnsunfähigen Herren, die trotzdem

12) Vgl. dazu AV I 6 = Lnr. 2 §2, u. §4; AV II 57 = Lnr. 69 §1.

13) Aush im eben erwähnten AV I 5 (= Lnr. 2 §2) ist es, im Gegensatz zum Vererben auf den Sohn sowie zum Verlangen der Belehnungserneuerung beim anderen Herren, nicht ausdrücklich verboten,

14) *haec beneficia in alium dominum non sequator* (AV I 7). Im übrigen sei auf folgendes hinzuweisen: Der Artikel, der darauffolgend, wie es gleich unten zu behandeln ist, den Ausnahmefall davon beschreibt, schließt mit dem folgenden Satz ab: *in his homo benefiale ius habebit*. Im Ssp-Lehnrecht (2 §6) ist diese Stelle übertragen in ; *dat gut mogen se tien, unde deme gude mach men volgen an enen anderen herren*. Hier finden wir nicht nur eine konkrete Verdeutlichung, sondern auch eine Tendenz, das Wort *lenrecht* (im Sinne vom Recht des Vasallen am Lehnsgut) ausschließlich in dem Fall, daß es konkret "Afterbelehnung" bezeichnet, zu gebrauchen. Immerhin bedeutet das Wort im Ssp-Lehnrecht manchmal (besonders im Ausdruck *lenrecht dun*) "Afterbelehnung". (Wenn dem so ist, kann bereits das Wort *lenrecht*, das *beneficiorum iura* (AV I 5) überträgt (s.o.), "das Recht der Afterbelehnung" bedeuten oder doch mit eingreifen).

einem am Heerschild vollkommenen Vasallen mit dem Lehnsgut belehnen.

d) Dort sind als Ausnahme (von der Regel a)) (*beneficia imperialia et ecclesiastica, quae vir vel mulier aliqua per electionem suscepit* angeführt.<sup>15)</sup> Daraus ist zwar nicht so schwer zu schließen, daß es sich dabei um denjenigen oder diejenige handelt, der oder die (nach dem kanonischen Recht) zu Bischof, Abt oder Äbtissin gewählt ist. Aus dem Texte selbst sei jedoch der (rechtliche) Grund für solche Ausnahme kaum zu entnehmen.<sup>16)</sup>

8) Trotz alledem gilt bereits der Grundsatz, daß derjenige, der seines (lehnrechtlichen) Standesgenossen Vasall wird, damit seinen Schild (um einen) herabsetzt, wie es aus der folgenden Erklärung zu entnehmen ist: *in tertium descenderunt clypeum laicales principes, cum episcoporum fiebant homines, et sextum clypeum transtulerunt in septimum* (AV I §3 = Lnr. 1). Im Zusammenhang damit sei noch zweierlei zu erwähnen.

a) Wenn ein Herr seines (lehnrechtlichen) Standesgenossen Vasall geworden ist, hat er damit sein Lehen, das er seinen (eigenen) Vasallen (weiter) verliehen hat, alles verloren.<sup>17)</sup> Auch in diesem Fall (weil das Lehen in die Hand des Oberherren zurückgeht) sollen seine Vasallen alle beim Oberherren die Erneuerung der Belehnung

15) Vgl. dazu o. Fn. 14.

16) Die entsprechende Stelle im Ssp-Lehnrecht (2 §6) ist wie folgt korrigiert: *it ne si dat en pape oder en wif des rikes gut* (zu bemerken sei, daß das Wort *ecclesiastica* ausgestrichen ist) *bi kore untva unde den herscilt dar af hebbe*. Dazu sei zweierlei zu bemerken. Einmal ist die Ausnahme (durch die Weglassung des Worts *ecclesiastica*) auf das Reichsgut oder auf die (geistlichen) Fürsten eingeschränkt. Zum zweiten ist der (rechtliche) Grund für die Ausnahme (durch die Ergänzung des letzten Satzes) darin gesucht, daß die (geistlichen) Fürsten, sobald sie (zu Bischof, Abt oder Äbtissin) gewählt sind, den Heerschild (= Lehnsfähigkeit) erwerben (Vgl. dazu auch Ldr. III 59 §1 = *Swen men kuset biscope oder ebbede oder ebbedischen, de den herscilt hebbet* sowie "Der Herren Geburt" in einem nach-eikischen Texte = *Swelk biscop van deme rike belent is mit vanlene binnen deme lande to Sassen, unde den herscilt dar af hevet*).

17) Genauer gesagt, ist im AV wie folgt gesprochen: *Dominus si per hominum suum humilitat clypeum, omnes ab eo inbeneficiati beneficia sua suscipiant a domine superiore* (I 124) oder: *Dominus si clypeum suum humilitat homino, omnium hominum carebit beneficio, si illi ad superiorem dominum venerint petando beneficium* (I 126). Dabei ist zu bemerken, daß der (rechtliche) Grund dafür, warum die Vasallen beim Oberherren die Belehnungserneuerung verlangen sollen und können, nicht erklärt ist (besonders in Bezug auf I 126 wäre eine folgende Auslegung nicht ausgeschlossen: Der Herr verliert seinen Vasallen (weiter) verliehene Lehen, erst dann, als (oder: erst damit, daß) seine Vasallen beim Oberherren die Belehnungserneuerung verlangt haben). Lnr. 54 §1 vereinigt die beiden Artikel des AV, um diese Frage wie folgt zu lösen: *Swen de herre sinen scilt mit manscap nederet, al siner manne len hevet he verloren, dat sin egen nicht n'is, unde de man scolen er gut van deme overen herren untvan,...*

verlangen.<sup>18)</sup>

b) Dabei soll der Oberherr entweder die Vasallen selber mit dem Lehnsgut (erneut) belehnen oder sie an einen neuen Herren weisen. In Bezug auf den letzteren Fall ist übrigens wiederholt gefordert, daß sie das Lehnsgut von dem neuen Herren *habeant cum tanto honore, sicut habuerint a domino priore* (der neue Herr soll also (mindestens) den gleichen Schild wie der frühere Herr haben).<sup>19)</sup> Dies setzt selbstverständlich die Geltung des oben genannten Grundsatzes voraus.

3. Für die Frage nach der Entstehung des Sachsenspiegels wäre jedoch das Gebrauch des Worts *clypeus* selbst viel wichtiger. Dazu sei (im Vergleich zum Ssp-Lehnrecht) besonders folgendes zu bemerken.

1) Im AV ist das Wort *clypeus* schlechthin (= ohne Adjektiv *beneficialis* od. *regalis*) an 6 Stellen in 5 Artikeln, die im Ssp-Lehnrecht eine Parallele hat, gebraucht.<sup>20)</sup> Aber in den entsprechenden Artikeln dort kommt das entsprechende Wort *scilt* nur an 3 Stellen davon vor,<sup>21)</sup> an übrigen 3 Stellen ist es nicht zu finden.<sup>22)</sup> An 2 Stellen von den letzteren können wir jedoch auch ohne entsprechendes Wort (od. entsprechenden Satz) ohne weiteres den gleichen Inhalt wie im AV begreifen.<sup>23)</sup> Im letzten übriggebliebenen Artikel entsteht das Fehlen des Worts eben aus derjenigen Vereinigung der beiden, nicht (vollständig) konsequenten Artikel, die klar eine inhaltliche "Verbesserung" darstellt.<sup>24)</sup>

2) Was das Wort *clypeus* mit Adjektiv angeht, so ist im AV der Ausdruck

(vgl. zu *sin egen* gleich unten Fn. 18).

18) Die beiden Artikel im AV (I 124 u. 126) übergeht das Schicksal des Eigenlehens mit Stillschweigen.

Dagegen ist im Ssp-Lehnrecht (54 §1) ein Satz: *dat sin egen nicht n'is* ergänzt (s.o. Fn. 17. Auf das Eigenlehen sei noch unten einzugehen).

19) AV I 124. Vgl. dazu auch AV I 57 (= Lnr. 25 §1) u. III 15. Im übrigen ist in Lnr. 54 §1 (= AV I 124) u. 76 §3 (= AV III 15) ein Satz wie *dat he it mit also groten eren hebban, also he it hadde van sime ersten herren* weggelassen. Der Grund dafür sei darin zu suchen, daß dies als etwas schon Bekanntes vorausgesetzt ist, wie es der Satz *alse dit buk hir vore leret* (Lnr. 76 §3) deutlich genug zeigt.

20) AV I 3 (2mal) (= Lnr. 1, I 58 (= 25 §1), I 61 (= 25 §3), I 124 (= 54 §1), I 126 (= 54 §1).

21) AV I 3 (ii) = Lnr. 1, I 61 = 25 §3, I 124 = 54 §1. Vgl. dazu auch o. Fn. 4 u. 6.

22) AV I 3 (i) = Lnr. 1, I 58 = 25 §1, I 126 = 54 §1.

23) Lnr. 25 §1 (= *dat men iemande nedere mit deme gude*. Vgl. dazu AV I 58 (= *ut superior dominus in inferiorem clypeum hominem cum suis faciat declinare beneficiis*): Lnr. 1, wo der Satz in AV I 3 = *in tertium descenderunt clypeum (laicares principes*. s. o. 2, 8)) gestrichen ist. Die "endgültige" (= heutzutage) Gliederung des Rechtsbuchs vorausgesetzt, ist dies bereits im Landrecht (I 3 §2) beschrieben.

24) Vgl. dazu o. Fn. 17.

*beneficialis clypeus* an einer Stelle und *regalis clypeus* an 4 Stellen gebraucht.<sup>25)</sup> An den entsprechenden Stellen im Ssp-Lehnrecht sind sie alle zum Wort *herscilt* "vereinheitlicht".<sup>25)</sup> Im einen Artikel davon ist das Wort *herscilt* um ein vermehrt, indem das gleiche in einer negativen Formulierung geschrieben ist.<sup>26)</sup> Außerdem ist das Wort gebraucht an 4 Stellen anstatt der Worte *beneficiale ius* im entsprechenden Artikel des AV.<sup>27)</sup> Auch in den (erst) im Ssp-Lehnrecht. "ergänzten" oder "korrigierten" Sätzen erscheint das Wort an 2 Stellen.<sup>28)</sup> Infolgedessen finden wir das Wort *herscilt*, wie eingangs erwähnt, insgesamt an 12 Stellen in denjenigen Artikeln des Ssp-Lehnrechts, die (bereits) im AV eine Parallele haben.<sup>29)</sup>

3) Was die "Korrigierung" oder "Ergänzung" in solchen Artikeln anbelangt, so finden wir nicht nur eine Veränderung an Wortwahl oder Ausdrucksweise, sondern auch eine inhaltliche "Verbesserung", die uns vor allem ein juristisch konsequenteres Denken deutlich zeigt.<sup>30)</sup>

4) Von den oben Ausgeführten wären für die Frage nach der Entstehung des Sachsenspiegels zweifelsohne die Vereinheitlichung der Terminologie und die inhaltliche Verbesserung besonders vielsagend oder sogar entscheidend. wäre doch so etwas wie folgt kaum vorstellbar: Bei der Zurückübersetzung ins Deutsche hätte man einen einheitlichen Terminus *technicus* im Original beliebig in verschiedene Wörter oder Ausdrücke übertragen oder insbesondere den einen juristisch konsequenten Artikel in der Vorlage eigens in die 2 Artikel zerlegt, um den logischen Zusammenhang zwischen den beiden zu verderben.

Wollen wir aber daraus nicht so eilig Schluß ziehen! Sollte doch das Lehnrecht des Sachsenspiegels, unsere Arbeitshypothese vorausgesetzt, nach der Entstehung des Landrechts möglicherweise unter dem Einfluß davon weiter "korrigiert" und "ergänzt" sein.

---

25) (*beneficialis c.*) AV I 2 (= Lnr. 1); (*regalis c.*) AV I 6 (2mal) (= Lnr. 2 §4, §6), I 50 (= 23 §1), II 57 (= 69 §1).

26) Lnr. 69 §1 (zu AV II 57).

27) Lnr. 2 §4 (2mal) (zu AV II 6), 2 §6 (2mal) (zu I 7).

28) Lnr. 2 §6 (zu AV I 7) (vgl. dazu o. Fn. 16), 71 §20 (zu IH 4).

29) S. o. Fn. 6.

30) Vgl. vor allem Lnr. 2 §6 (zu AV I 7) (s.o. Fn. 16), 54 §1 (zu I 124, 126) (s.o. Fn. 17). Auch in Lnr.

71 §20 ist, meines Erachtens, solch eine "Verbesserung" (im Vgl. zu AV III 4) zu finden. Darauf sei noch unten zurückzugreifen.

Wollen wir uns also nunmehr der Heerschildordnung im Ssp-Landrecht zuwenden!

## II. Die Heerschildordnung im Ssp-Landrecht

1. Im Landrecht unseres Rechtsbuchs erscheint das Wort *herscilt* an 9 Stellen der 7 Artikel, das Wort *scilt* an 2 Stellen des einen Artikels davon.<sup>31)</sup> Im Ssp-Landrecht sind die beiden Wörter also nicht so häufig wie im Ssp-Lehnrecht gebraucht. Daran bemerken wir dennoch in mehreren Hinsichten etwas, was im *Auctor vetus* (noch) nicht zu finden ist.

2. 1) Im Landrecht finden wir zuerst eine Tendenz, möglichst jeden (einzelnen) Schild je einem Geburtsstand entsprechen zu lassen oder jenen an diesen zu fixieren. In Ldr. I 3 §2 ist, wie bekannt, folgendes besagt: *To der selven wis (wie sieben Welten) sint de herscilde ut geleet, der de koning den ersten hevet; de biscope unde de ebbede unde ebbedischen den anderen, de leien vorsten den dridden, sint se der biscope man worden sin; de vrie herren den virden; de scepnbare lude und der vrier herren man den viften; ere man vort den seston. Also diu kristenheit in der sevenden werlt nene stedicheit ne wet, wo lange siu stan scole, also ne wet men ok an dem sevenden scilde, of he lenrecht oder herscilt hebben moge.* Dazu sei folgendes zu bemerken.

a) Hier erscheinen Äpte und Äbtissinnen zuerst neben Bischöfen als Inhaber des 2. Schilds.

b) Hier sind zuerst auch Freie Herren als Inhaber des 4. sowie Schöffenbarfreie als Inhaber des 5. Schilds ausdrücklich genannt. Besonders daran erkennen wir die oben hingewiesene Tendenz.<sup>32)</sup>

c) Auch hier ist aus dem Satz: *sint se der biscope man worden sin* der Grundsatz, daß derjenige, der seines (lehnrechtlichen) Standesgenossen Vasall wird, damit seinen Schild (um einen) herabsetzt, zu entnehmen.<sup>33)</sup> Aber im Landrecht (III 65 §2) ist

31) (*herscilt*) Ldr. I 3 §2 (3mal), I 25 §3, §4, 27 §2, II 22 §3, III 59 §1, 65 §2; (*scilt*) I 3 §2.

32) Zu bemerken sei dabei, daß Freie Herren sowie Schöffenbarfreie, im Gegensatz zum König oder Fürsten, der nicht (ausschließlich) nach dem "Blutprinzip" gewählt oder ernannt wird, zu den (echten) Geburtsständen gehören.

33) Ldr. I 3 §2 setzt sich gleich nach dem oben Angeführten wie folgt fort: *De leien vorsten hebbet aver den seston scilt in den sevenden gebracht, sint se worden der biscope man.* Vgl. dazu auch den gleich unten anzuführenden Artikel Ldr. III 65 §2.

dazu eine folgende Regel neu hinzugefügt: *Wert en man sines genoten man, sine bord noch sin lantrecht ne hevet he nicht gekrenket, sinen herscilt hevet he aver genereder.* Dies soll eigentlich eine Vorrangstellung des Landrechts gegenüber dem Lehnrecht verdeutlichen, sie sollte aber auch dazu dienen, jeden Schild (besonders den 4. und 5.) an je einen Geburtsstand (besonders an Freie Herren und Schöffenbarfreie) zu fixieren.

d) Trotz alledem wäre es, wohlgemerkt, ausgeschlossen, jeden Schild vollständig je einem Geburtsstand entsprechen zu lassen, soweit der eben erwähnte Grundsatz betreffs der Erniedrigung des Heerschildes durch eine unstandesmäßige Vasallität gilt. In der Tat finden wir in unserem Artikel als Inhaber des 5. Schildes neben Sohöffenbarfreien auch *der vrier herren man* und als Inhaber des 6. Schildes *ere man*, also eine Regel, die im Grunde auf dem Lehnrecht beruht.<sup>34)</sup>

e) In unserem Artikel ist auch ein Bedenken: *of he* (= *de sevende scilt* oder dessen Inhaber) *lenrecht oder herscilt hebben moge* zum erstenmal geäußert, was im AV (sowie im ganzen Buch des Ssp-Lehnrechts) überhaupt nicht zu finden ist. Dies könnte (einmal) daraus kommen, daß unser Spiegler hier nur mit der Beschreibung der 7 Welten im vorangehenden und der 7 Verwandtschaftsgrade im nachfolgenden Artikel (= Ldr. I 3 §1 u. §3) gleichen Schritt machen wollte. Aber es könnte (zum zweiten auch) eine Tendenz andeuten, das Wort *lenrecht* im Sinne vom Recht des Vasallen am Lehnsgut ausschließlich im Fall, daß es konkret "Afterbelehnung" bezeichnen, zu gebrauchen, eine Tendenz, die immerhin an den "korrigierten" oder "ergänzten" Stellen des Ssp-Lehnrechts zu finden ist.<sup>35)</sup>

2) In Ldr. III 59 §1 ist folgendes zu lesen: *Swen men kuset biscope oder ebbede oder ebbedischen, de den herscilt hebbet, dat len scolen se vore untvan unde de bisorge na. Swenne se dat len untvangan hebbet, so mogen se lenrecht dun unde nicht er.* Erst

---

34) Im übrigen sei auf folgendes hinzuweisen. In den noch unten zu behandelnden Artikeln des Lehnrechts (= Lnr. 21 §1, §2 — diese haben beide im AV keine Parallele) finden wir sinngemäß etwa folgende Regel: Der Sohn, der dem Vater ebenbürtig ist, erbt des Vaters Schild, soweit er sich nicht mit einer (unstandesmäßigen) Vasallität erniedrigt (21 §1) und: Wenn auch der Sohn des Oberherren (seines verstorbenen Vaters) Vasall wird, ist sein Schild damit nicht erhöht (21 §2). Diese Regel vorausgesetzt, seien unter den Worten *der freien herren man* außer Schöffenbarfreien als Vasallen eines Freien Herren nur noch Freie Herren, die eines anderen Freien Herren Vasall geworden sind, zu verstehen, keineswegs aber direkte Vasallen eines Freien Herren, die einen niedrigeren Stand (od. Schild) als Schöffenbarfreie haben. Dasselbe gilt auch für den Ausdruck *ere man* (als Inhaber des 6. Schildes).

35) Darauf sei noch unten zurückzugreifen. Vgl. dazu aber zunächst o. Fn. 14.

dadurch ist geklärt, daß die geitlichen Fürsten, indem sie (nach dem kanonischen Recht) zu Bischof, Abt oder Äbtissin gewählt sind, den *herschilt* (= Lehnsfähigkeit) erwerben und aufgrund dieser Lehnsfähigkeit *dat len* (= in rechtlicher Hinsicht vom König zu Lehen verliehene Temporalia) ihren Vasallen zu Lehen weiter verleihen können.<sup>36)</sup>

3) Die übriggebliebenen Artikel beziehen sich alle auf den *herschilt* des Mönchs oder (auch) des Pfaffen.

a) Im Gegensatz zum *pape* teilt der *monik* mit den Brüdern kein Erbe (Ldr. I 25 §1). Der Grund dafür liegt im folgenden: *Begift sek ... en man, de to sinen jaren komen is, he hevet van lantrechte unde van lenrechte geleet* (Ldr. I 25 §3). Darauf folgend ist eigens folgendes betont: *sine len sint van eme ledich, went he den herschilt op gegeven hevet* (ebd.).

b) Der Varheiratete braucht, um ins Kloster zu gehen, der Ehefrau Einwilligung zu bekommen. Deshalb besagt Ldr. I 25 §4 wie folgt: *Hebet he aver sek begeben ane sines echten wifes wille, unde irvordert se en to sentrechte (= vor Sendgericht) ut deme levende, sin lantrecht hevet he behalten, unde nicht sine len, der he af gestanden is.* Darauf folgt der Grund für diesen unterschiedlichen Ausgang: *went en man mut sinen herschilt wol neder leggen ane sines wifes gelof.*

c) In Ldr. II 22 §3 ist das Verfahren behandelt, wie man denjenigen, der sein (früheres) Klosterleben ableugnen will, überzeugen sollte. Am Ende des Artikels ist wiederum eigens betont: *he hebbe horsam gedan oder nicht, he hevet doch den herschilt neder geleet.*<sup>37)</sup>

d) Wenn der Mönch aus dem Lehnrecht so schroff gewiesen ist, wäre es völlig ausgeschlossen, daß der Mönch (im allgemeinen, d.h. Abt und Äbtissin ausgenommen), wie der Pfaffe, trotz des fehlenden Heerschildes von einem Herren mit einem Gut belehnt wird.

e) Im letzten übriggebliebenen Artikel (Ldr. I 27 §2) ist davon gesprochen: *Iewelk man*

36) Wahrscheinlich wäre also, daß die "Korrigierung" und "Ergänzung" in Lnr. 2 §6 (s.o. Fn. 16) unter dem Einfluß von diesem Artikel erfolgt gewesen ist. Vgl. übrigens zum Ausdruck *lenrecht dun* in diesem Artikel o. Fn. 14 sowie das eben im Texte 1), e) Gesagte.

37) In diesem Fall scheint man übrigens nur sein *lenrecht* zu bestreiten, wahrscheinlich weil er sein *lantrecht* zurückbekommen hat. Vgl. dazu den eben in b) angeführten Artikel (Ldr. I 25 §4).

*van ridders art erft.... dat erve in den naesten mach, swe he si, unde dat herwede in den naesten swertmach. Swelk man van ridders art nicht n'is, an deme tosteit des herscildes, de let hinder eme erve to nemene, swenne he stirft, unde nen herwede.* Auch der Pfaffe ist nicht *van ridders art*, bei dem hört auch *herschilt* auf. So sei aus diesem Artikel zu schließen, daß der Pfaffe das (gewöhnliche) Erbe erben und es nach seinem Tod auf seinen Erben vererben kann, aber kein Heergewäte.<sup>38)</sup>

f) Im Landrecht ist in der Tat ein folgender Artikel zu lesen (Ldr. I 5 § 3): *De pape nint geliken del der suster in der muder rade, unde geliken del den bruderen an egene unde an* (dem gewöhnlichen) *erve*.<sup>39)</sup> Der *pape* hat also (ein wenig begrenztes, doch) ein Erbrecht zu Landrecht. Insoweit hat er sein *lantrecht*, im Gegensatz zum Mönch, nicht ganz verloren. Besonders wichtig wäre dabei, daß er auch das Eigen, meistens von seinem Vater geerbt, innehaben und darüber verfügen kann.<sup>40)</sup> Denn damit ist unmerklich den Weg dazu geebnet, daß der *pape*, wie oben gesagt, im AV sowie im Ssp-Lehnrecht sozusagen als Vertreter derer, die trotz des fehlenden Heerschilds von einem Herren mit einem Gut belehnt sind, erscheint.<sup>41)</sup>

3. Nunmehr wollen wir uns der (land-)rechtlichen Stellung der Frau zuwenden. Denn sie erscheint nicht nur im AV sowie im Ssp-Lehnrecht neben dem Pfaffen als Vertreterin im eben erwähnten Sinne, sondern auch von den "ergänzten" Artikeln des Lehnrechts, die noch unten zu behandeln sind, beziehen sich mehrere auf die Belehnung der Frau.

1) Jede Frau hat je nach ihrer Geburt einen Geburtsstand und ein (dem entsprechendes) *recht* (oder *lantrecht*). Verheiratet sie sich mit einem unebenbürtigen Mann, so erwirbt sie des Mannes *recht* und nach seinem Tod geht sie ins eigene *recht* zurück. Aber eine Ehefrau erhält nur eine Hälfte von Wergeld und Buße ihres Ehe-

38) In diesem Artikel finden wir übrigens eine "berufsständische" Auffassung wie in AV I 4 sowie in Lnr. 2 §1 (s.o. I, 2, 4)). Vgl. dazu aber auch unten Fn. 40.

39) Vgl. dazu auch den oben im Texte a) erwähnten Art. Ldr. I 25 §3.

40) In unserem Rechtsbuch erscheint der Schöffbarfreie als Hauptinhaber des Eigens. In Ldr. I 5 §3 ist also am wahrscheinlichsten als *pape* ein (geborener) Schöffbarfreier vorausgesetzt. Damit ist aber, wohlgemerkt, zugleich folgendes klarzustellen: Obwohl im Landrecht auch eine "berufsständische" Auffassung zu finden ist (s.o. Fn. 39), sind doch landrechtliche Momente (besonders aber die Freiheit) für die Heerschildordnung im Landrecht (jedenfalls mit-) bestimmend.

41) Vgl. dazu o. I, 2, 7), e).

manns, eine Magd oder *ungemannet wif* (meistens eine Witwe) eine Hälfte von Wergeld und Buß eines ebenbürtigen Manns.<sup>42)</sup> Bereits darin ist deutlich gezeigt, daß jede Frau sozusagen ein (nur, aber doch) “halbes” *recht* hat.

2) Was das Erbrecht der Frau angeht, so beerbt die Frau keineswegs ihren Mann, weil das Erben zwischen den Ehepartnern nicht erlaubt ist. Aber sie kann ihre Eltern beerben. Denn dabei nehmen die Kinder den ersten Platz ein, von ihnen kommen doch zuerst die Söhne an der Reihe, die Töchter dann in dem Fall, daß es keine Söhne gibt.<sup>43)</sup> Kurz, kann die Frau, die keine Brüder hat, von ihren Eltern (meistens aber vom Vater) hintergelassene Güter erben. Zu bemerken ist dabei, daß in ihrer Erbschaft nach ihren Geburtsständen (= konkret, falls sie eine Schöffenbarfreie ist) auch das Eigen mit einbegriffen sein kann.<sup>44)</sup>

3) Die Frau muß – um ihr mangelhaftes oder unvollkommenes *recht* zu ergänzen – auf jeden Fall einen Vormund haben. Dazu sei hier folgendes zu bemerken.

a) Ihr *rechte* (= von Rechts wegen bestimmter) *vormunde* ist für eine Ehefrau ihr Ehemann, für eine *maget* und *ungemannet wif* (od. *wedewe*) ihr (nächster und) ältester *swertmach* (meistens also ihr Vater oder Bruder).<sup>45)</sup>

b) Wenn sie sich mit einem Mann verheiratet, *so nimmt he in sine were al er gut to rechter vormuntscap* (Ldr. I 31 §2).<sup>46)</sup> *En wif ne mach* (deshalb) *ane eres mannes gelof nicht eres gudes vergeven, noch egen verkopen, unde liftucht op laten* (Ldr. I 45 §2).<sup>47)</sup>

c) *Magede unde ungemannede wif* (dagegen) *verkopet er egen ane eres vormunden*

42) Vgl. dazu Ldr. III 45 §2, §3, I 45 §1.

43) Vgl. dazu Ldr. I 3 §3, 17 §1.

44) Vgl. dazu o. Fn. 40.

45) Vgl. dazu Ldr. I 45 §1, III 45 §3, I 23 §1, §2.

46) Im vorangehenden Artikel (Ldr. I 31 §1) ist zwar davon gesprochen: *Men unde wif ne hebben tweit gut to erme live*. Daraus sei aber eine “Gütergemeinschaft” nicht zu schließen, sondern eine “Verwaltungsgemeinschaft”. Denn sie scheint nicht nur auch nach der Heirat ihr Sondervermögen gehabt zu haben (s. gleich unten Fn. 47), sondern in Ldr. I 31 §2 selbst ist auch folgendes betont: *de man ne kan an sines wives gude nene andere were winnen, wen als he to deme ersten mit er untvenk in vormuntscap*.

47) Der Artikel setzt sich gleich danach wie folgt fort: *dorch dat he mit er in den weren sit*. Was damit gemeint ist, ist zwar nicht ganz klar. Doch wäre es nicht (ganz) ausgeschlossen, daraus folgendes zu entnehmen: Eine (schöffenbarfreie) Ehefrau (die ihr Eigen hat) kann, zwar unter Vormundschaft ihres Manns, doch gemeinsam mit ihm, sozusagen als “Hausherrin” nicht nur ihre eigenen Güter, sondern (möglicherweise) auch über ganze Güter der Ehegatten jedenfalls subsidiär verwalten kann (vgl. dazu

*gelof, he ne si dar erve to* (ebd).<sup>48)</sup>

d) *Maget unde wif moten vormunde hebben*, und zwar damit, was *se* (selbst) vor *gerichte spreket oder dut*, ihr keine Nachteile bringen könne (Ldr. I 46). Falls ihr *rechte vormunde* nicht anwesend ist oder falls sie gegen ihn klagt, gibt ihr das Gericht einen *vormunde* oder es (= Richter) wird selber ihr *vormunde* (Ldr. I 41 u. 44).<sup>49)</sup>

4) In den eben Angeführten, wohlgemerkt, kommt die Frau vor, die wirklich (auch nach ihrer Heirat) ihr Eigen behält. Zugleich ist aber daraus zu entnehmen, daß eine (Ehe-) Frau eine *liftucht* innehaben kann. So wollen wir uns dem Problem der Leibzucht (zu Landrecht) zuwenden.

a) Ein Artikel des Landrechts (I 21 §1) lautet wie folgt: *Men* (= ein Inhaber des Eigens) *mut wol vrowen egen geven to erme live mit der erven gelove, swo junk se sin, binnen deme gerichte dar dat egen inne leget in iewelker stat, deste dar koninges ban si*. Danach heißt *liftucht* (in diesem Fall) ein auf lebenslang (begrenzt) einer Frau gegebenes Eigen.<sup>50)</sup>

b) Der darauffolgende Artikel (Ldr. I 21 §2) besagt wie folgt: *Liftucht ne kan den vrowen neman breken, neweder nageboren erve, noch neman oppe den dat gut irstift, se ne verwerket selve, so dat se ovethome op howe, oder lude van deme gude wise, de to deme gude geboren sin, oder to swelker wis se er liftucht ut van eren weren let, dar mach su se mede verlesen*. Demzufolge ist das Recht an der Leibzucht so reichlich

meinen, Die Gewere im Sachsenspiegel, in: Festschrift f. H. Thieme, hrsg. v. K. KROESCHELL, 1986, S. 64). Im Zusammenhang damit sei auch daran erinnert, daß eine Ehefrau über ihren Mann, der ohne ihre Einwilligung ins Kloster geht, solch einen "Anspruch" gerichtlich geltend macht, ihn zurückzubringen (s. o. 3), b)).

48) Andererseits sind sie nicht, wie Ehefrau (s. o. Fn. 47), imstande, sich ins Vermögen ihres Vormunds einzumischen.

49) Vgl. dazu meinen: Das Gericht im Sachsenspiegel, in: Festschrift für K. Kroeschell, hrsg. v. G. KÖBLER / H. NEHLSSEN, 1997, S. 88 mit Fn. 88.

50) Bei der Leibzucht (zu Landrecht) im Sachsenspiegel handelt es sich also keineswegs nur um einen "Nießbrauch". Vielmehr gehört das Eigen, an dem die Leibzucht eingerichtet geworden ist, sofort (also noch während des Lebens des Überträgers) der Frau zu (danach besitzt sie es unter Vormundschaft ihres Manns). Wenn dem so wäre, sollte auch diese Übergabe, nicht nur mit Einwilligung der Erben, sondern auch *vor gerichte* geschehen sein (vgl. dazu Ldr. I 52 §1 -- aber nicht nur im "echten", sondern auch im "gebotenen" Ding). Im übrigen ist hier von *swo junk se sin* gesprochen. Daraus können wir mit Sicherheit schließen, daß nicht nur der Ehemann seiner Frau, sondern auch der Vater seiner (jüngen und vielleicht unverheirateten) Tochter sein Eigen zu Leibzucht gibt (vgl. dazu *lifgedinge siner muder oder nichtelen* in Ldr. II 44 §3).

geschützt, daß niemand es brechen kann, die Inhaberin verliere denn es selbst. Bereits hier ist aber, wohlgemerkt, mit den Worten *neman oppe den dat gut irstirft* zugleich angedeutet, daß die Leibzucht auch zu Lehen verliehen oder am Lehen eingerichtet werden kann.<sup>51)</sup>

c) In der Tat finden wir weit unten im Landrecht zuerst eine folgende Bestimmung: *An egene is recht lifgetucht der wrowen, went it en neman gebreken mach to erme live; unde an lene nicht, went it en to maneger wis gebroken mach werden* (Ldr. III 75 §1). Daran anschließend, lautet Ldr. III 75 2 wie folgt : *Len bi eres mannes live is er gedinge; na eres mannes dode is it er rechte len*. Davon stellt zwar der erste Satz eine Zusammenfassung dessen dar, was wir hier oben behandelt haben. In welchen konkreten Fällen aber, und in welcher Weise kann man dieses *lifgetucht an lene* brechen? Was ist mit dem Vergleich eines *rechte len* zum *gedinge* klarzustellen? Um diese Fragen zu beantworten, müssen wir jedoch auf nicht geringe Artikel des Lehnrechts eingehen, was zweifelsohne den Rahmen dieses Kapitels weit überschreiten würde. So würden wir es lieber dem nächsten Kapitel III (A) u. (B) vorbehalten.

5) Zum Schluß dieses Abschnitts soll stattdessen ein Versuch gewagt werden, auf die Frage zu antworten, warum die Frau mit dem Pfaffen als Vertreterin derer, die trotz des fehlenden Heerschildes von einem Herren belehnt sind, erscheint oder erscheinen kann.

1) Die Frau hat (wenn auch unvollkommenes, doch ein) *lantrecht* (= sozusagen "Rechtsfähigkeit zu Landrecht"). Besonders was eine geborene Schöffenbarfreie anbelangt, so kann sie nach der Erbfolge (gegebenenfalls) das Eigen meistens vom Vater erben und auch nach Heirat das Eigen vom (meistens ebenbürtigen) Mann zu Leibzucht

---

51) Das Wort *irsterven* ist in den anderen Artikeln des Landrechts (I 5 §2, 28, 52 §4, III 56 §3, 76 §3, 80 §1, 81 §1) im Sinne von "von Todes wegen hintergelassen werden (und jm. zufallen)" gebraucht (aber es bezieht sich in III 76 §3 auch auf *len*, und in III 80 §1, u. 81 §1 ist es auch im Sinne von "von Todes wegen *ledich* werden). Im Gegensatz dazu bedeutet das Wort im Lehnrecht ausschließlich, daß ein Lehen, das ein Vasall besessen hat, wegen seines Todes *ledich* wird und entweder auf Herren zurück- oder auf denjenigen, der das Gedinge daran hat, übergeht (Lnr. 5 §1, 18, 57 §1, §4, 71 §3). Aus diesem Gebrauch des Worts *irsterven* sei wohl zu schließen, daß als derjenige, *oppe den dat gut irstirft*, nur der Lehnherr in Frage kommen kann, ein Herr nämlich, der die Frau mit der Leibzucht (an einem Lehen) belehnt hat. Denn in diesem Artikel ist *nageborene erve*, der also der Übergabe zu Leibzucht seine Einwilligung nicht gegeben hat, bereits oben erwähnt und andere Erben, die sogar darin eingewilligt haben, dürfen sie überhaupt nicht bestreiten. Im Lehnrecht erscheint übrigens das Wort *irsterven* ausschließlich in den "ergänzten" Artikeln oder doch an den "korrigierten" Stellen. Wahrscheinlich wäre also, daß der Gebrauch des Worts selbst im Landrecht beginnt.

gegeben erhalten.

In diesem Fall stammt die Frau aus dem Vater *van ridderes art* und bei ihm wächst sie. Auch nach Heirat lebt sie weiter in einer ritterlichen Umgebung und zusammen mit dem Mann, ebenfalls *van ridderes art*, verwaltet sie, obwohl unter seinem Vormundschaft doch als "Hausherrin", nicht nur ihr eigenes Vermögen, sondern (möglicherweise) auch ganze Güter der Familie. Stirbt dann die Ehefrau, so wird ihr Eigen von *ihrem* Erben geerbt, ihre Leibzucht fällt dagegen (falls sie den Mann überlebt) *seinem* Erben zu.

Das Eigen der Frau und ihre Leibzucht sind wahrscheinlich am meisten als Zinsgut ausgeliehen, was aus dem oben angeführten Artikel Ldr. I 21 §1 zu schließen ist. Denn dort ist der Fall, daß *se lude van deme gude wise, de to deme gude geboren sin*, in den Beispielen, daß die Frau ihre Leibzucht verlieren kann, mit einbegriffen.<sup>52)</sup> Aber wer sein Gut als Zinsgut ausleihen kann, ist nur auf denjenigen, der über Eigen oder Lehen verfügt, begrenzt. Ein Zinsbauer darf keineswegs das ihm ausgeliehene Zinsgut weiter ausleihen.<sup>53)</sup> Der Artikel belegt also nicht nur daß eine Verschlechterung des Guts zum Verlust der Leibzucht führen kann, sondern auch daß die Inhaberin der Leibzucht ein "grundherrliches" Leben (weiter) führt.

Es wäre nicht ganz ausgeschlossen, daß eine Frau ihre Leibzucht (besonders falls sie einen bestimmten Umfang überschreitet) (teilweise) ihrem Vasallen zu Lehen verleiht.<sup>54)</sup> Wenn auch in diesem Fall der Grundsatz von der Erniedrigung des Heerschilds gelten müssen sollte? Kein Vasall würde solch ein Lehen, das eine Erniedrigung seiner sozialen Stellung herbeiführen könnte, keineswegs empfangen. Solch ein Grundsatz muß also in diesem Fall eben dieselbe Verschlechterung des Guts bedeuten, wie die Ausweisung der Zinsbauern aus dem Gut. Im übrigen ist vorausgesehen, daß nach

---

52) Lnr. 73 §1 lautet wie folgt: *Verliet de herre en gut, dar tinsgeleden to geboren sin, oder sek in dat tinsgelt (= Zinspflicht) gekoft hebben, unde ittewas denstes dar af sin plichtich to dunde.* So können wir in diesen *tinsgelden* eben *lude, de to deme gude geboren sin* finden. Im übrigen handelt es sich bei diesen *tinsgelden* um *laten*. Darauf sei aber hier nicht einzugehen.

53) Vgl. dazu Lnr. 60 §2 sowie meinen Aufsatz (wie Fn. 46), S. 77 f.

54) Im Sachsenspiegel ist zwar eine Belehnung mit dem zu Leibzucht gegebenes Eigen nicht belegt. Der letzte, nach-eikisch ergänzte Satz des Lnr, 2 §7 lautet aber wie folgt: *Er egen aver dat mogen se (= pape unde wif) verliet, unde deme mach men (= ihr Vasall) volgen an enen anderen herren, unde of egen oppe se verstift (= irstift, s.o. Fn. 51), deme mach men volgen, unde dat scolen se lien.* Hier

ihrem Tod das Eigen auf ihren Erben vererbt und die Leibzucht dem Erben des Manns zufällt. Infolgedessen sollte eine Geltung solch einer Regel dem Erben großen Schaden zufügen müssen; Insbesondere würde damit sollte die Übergabe des Eigens zu Leibzucht oder die Leibzucht am Eigen selbst unrealisierbar gemacht werden müssen, weil man dazu der Einwilligung der Erben bedarf.

2) Auch der Pfaffe verliert nicht ganz, wie der Mönch, sein *lantrecht*, er hat doch ein gewisses Erbrecht zu Landrecht. Infolgedessen kann auch der Pfaffe, wie die Frau, das Eigen (meistens vom Vater geerbt) behalten.

Auch in diesem Fall stammt er aus den schöffenbarfreien Vater *van ridderes art* und bis er in den geistlichen Stand tritt, wächst er bei diesem. Soweit er sein Eigen als Zinsgut ausleiht, lebt er in der säkularen Welt zugleich als ein (kleiner) Grundherr. Nach seinem Tod soll auch dieses Eigen auf seine Erben (in diesem Fall meistens aber auf seine Brüder)<sup>55)</sup> vererbt werden. Aber auch seine Erben (= seine Verwandten) führen vielleicht ein "ritterliches" Leben, es sei denn, daß auch sie in den geistlichen Stand treten. Falls sein Eigen (sowie sein Lehen, soweit es ihm überhaupt verliehen ist) seinem Vasallen zu Lehen (weiter) verliehen ist, sollte es also ebenfalls notwendig gewesen sein, wie bei der zu Lehen verliehenen Leibzucht, daß die Beziehung mit seinen Vasallen während seiner Zeit ungeändert erhalten bleibt.

3) So gesehen, wären auch die Gründe dafür gewissermaßen zu begreifen, daß eine vasallistische Beziehung mit dem Lehnsunfähigen den Heerschild des Vasallen nicht erniedrigt und die Frau neben dem Pfaffen als Vertreterin derjenigen (eigentlich) Lehnsunfähigen, die trotzdem von einem Herren mit einem Gut belehnt sind (und manchmal sogar das Lehen ihrem Vasallen weiter verleihen können), erscheint.

Zugrunde liegt auch dieser Tatsache die Vorrangstellung des Landrechts gegenüber dem Lehnrecht, eine Auffassung nämlich, daß das Lehnrecht dem Landrecht folgen

---

ist nämlich vorausgesetzt, daß Paffe und Frau ihr Eigen zu Lehen verleihen können, sowie, daß ihnen von Todes wegen das Eigen, das der eben gestorbene Herr dem Vasallen zu Lehen verliehen hat, zufallen kann und sie es in diesem Fall sogar erneut verleihen sollen. Was im folgenden in Bezug auf das zu Leibzucht gegebene Eigen gesagt werden soll, gilt, wohlgemerkt, im wesentlichen auch für das zu Lehen verliehene Eigen.

55) Dar Pfaffe kann kein eheliches Kind haben (*papen kindere* erscheinen in Ldr. III 45 §9 in einer Reihe mit denen, *de unecht geboren sin*). Seine nächsten, ebenbürtigen Verwandten sind also meistens seine Brüder.

oder nach den Bestimmungen des letzteren geordnet werden soll, keineswegs aber umgekehrt das letztere durch die erstere. Sie kommt in Ldr. III 65 §2 besonders klar und deutlich zum Ausdruck, in solch einer Gestalt, wie daß die Heerschildnung aufgrund des Geburtsstands bestimmt werden soll. Auf die soziale Ebene übertragen, bedeutet dies in unserem Zusammenhang etwa folgendes: Beachtet werden soll nämlich, besonders in Bezug auf die geborene schöffensbarfreien Frauen, nicht so sehr, daß sie keinen Heerschild haben, vielmehr daß sie aus dem Vater *van ridders art* stammen und bei ihm gewachsen sind, dann weiter zur Schicht der (kleineren) Grundherren gehören und (im Fall der verheirateten Frau, in einer ritterlichen Familie) ein "grundherrliches" Leben führen, auch ihre Güter nach ihrem Tod, in demselben Zustand wie früher, auf ihre (ebenbürtigen) Erben vererbt werden sollen.

Wie im I. Kapitel erwähnt, ist eine "berufsständische" Auffassung, die *ridderes art* als unentbehrliche Voraussetzung für den Heerschild (= Lehnsfähigkeit) fordert, bereits auch im AV (sowie in den entsprechenden Artikeln des Ssp-Lehnrechts) zu finden. Danach sollten der Paffe und die Frau, die als geborene Schöffensbarfreie ein "grundherrliches" Leben (im Fall der verheirateten Frau: zudem in der "ritterlichen" Umgebung) führen, unter den Lehnsunfähigen dem Heerschild am nächsten gestanden haben. Aber im Ssp-Lehnrecht sind, wie es unten im Kapitel IV eingehend überprüft werden soll, nicht geringe Artikel "ergänzt", die sich auf die Belehnung der Lehnsunfähigen, besonders aber der Frau, beziehen. Wenn dem so ist, dürften wir daraus etwa folgendes schließen: Unser Spiegler hat erst nach der ausführlichen Beschreibung der (erb)rechtlichen Stellung von Pfaffen und Frauen im Landrecht bemerkt, daß die Heerschildordnung erst durch die Fixierung jedes einzelnen Schilds an je einen Geburtsstand stabil als eine hierarchische Ständeordnung funktionieren kann.<sup>56)</sup>

---

56) Zu den seltenen Beispielen dafür, daß ein Artikel des AV im Ssp-Lehnrecht gänzlich gestrichen ist, gehört AV I 88 (= *Oui secularem habitum in spiritualem mutat, beneficium non hereditet, et beneficii expectatio* (= Gedinge) *sit expectantibus desolatio*). Auch dies können wir wahrscheinlich darauf zurückführen, daß unser Spiegler nach der Ausführung im Landrecht diesen Artikel als überflüssig empfunden hat.